

第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日時 令和3年3月15日（月）10：00～

場所 エスポワールいわて 2階 大ホール

令和2年度第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(林業振興課：岩崎主任主査)

ただいまから、令和2年度第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、進行を務めます、林業振興課の岩崎でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、水野匠委員、村中ゆり子委員の2名が所用のため欠席となりますが、開会時点におきまして、10名中8名の委員に出席いただいておりますことから、本委員会の設置要綱第6条第2項の規定によりまして、この会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日は、次第裏面の出席者名簿のとおり、事務局の職員と現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、紹介は割愛させていただきます。

2 議 題

(1) 令和3年度いわての森林づくり推進事業について

(林業振興課：岩崎主任主査)

それでは、会議を進めさせていただきます。本日の議事内容は、次第2のとおり、

- (1) 令和3年度いわての森林づくり推進事業について、
- (2) 令和3年度以降のいわて環境の森整備事業の審査基準について、
- (3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について、
- (4) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について、
- (5) その他

以上の5項目を予定しております。

議事の進行につきましては、本委員会の設置要綱に基づき、國崎委員長にお願いいたしたいと思っております。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

(國崎貴嗣委員長)

皆さんおはようございます。今日は例年そうですけれども、年度末の委員会ということで、午前中から夕方ぐらいまでかかる委員会でございますので、早速、始めさせていただきたいと思っております。

それでは議事の1つ目、令和3年度いわての森林づくり推進事業についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

(林業振興課：岩崎主任主査)

はい。それでは、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の取り組み内容につきまして、御説明したいと思います。失礼ではございますが、座って御説明いたします。資料につきましては、お手元の資料1-1、資料1-1の別紙、それから資料1-2でございます。これらは令和3年度に実施しようとするいわて森林づくり県民税の事業概要を整理したものでございます。

先般公表されました令和3年度予算も盛り込んだ内容となっており、資料1-1が、事業全体の一覧、資料1-2事業ごとの具体的内容となっております。なお、事業の実施に関しましては、県議会における令和3年度予算の当初予算の可決成立により決定されるものでございますので、ここで確定したものではないことを御了承いただければと思います。

それでは資料1-1をご覧ください。令和3年度のいわての森林づくり県民税全体としましては、環境重視の森林づくりの取り組みと、森林との共生の取り組みを継続することとし、いわて環境の整備事業や、花粉症対策等採種園整備事業など、11の事業を実施する予定としております。

これらのうち、事業名の横に新、あるいは拡と書かれた7事業につきましては、令和3年度に新規あるいは内容を拡充して取り組むものでございます。予算規模としましては、下段の事業評価委員会運営費を合わせまして、令和3年度の総事業費が、約11億2,700万円となり、このうち、約11億2,200万円を県民税から充当し、実施しようとする内容としております。新規事業の増加に伴いまして、令和2年度と比べますと、事業費で約3億円程度の増額となりました。

特にもこの中で、木材利用に関しまして番号6番、木育の推進等につながる県産木材の活用の取り

組みとしまして、県産木材の活用を県庁内で部局横断的に進めるという、これまでにない取り組みとなっておりまして、次ページには、その内訳を整理しております。令和3年度は、県庁内待合スペースの木製パーテーションの設置ですとか、うちまる保育園への木製遊具、木製玩具の導入ですとか、ご覧の12の取り組みを進める予定でございます、県産木材の活用促進に加えて、県民税のPRの拡大という面でも、期待したいと思っております。

簡単ではございますが、資料1-1の説明は以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

各区分の詳細な説明を行うとございますけれども、特に木製品などの活動の取り組みといったような一覧というのは、この資料1-1の方についておりますので、何かございましたらよろしくお願いいたします。

はい。若生委員、どうぞ。

(若生和江委員)

はい。説明ありがとうございます。

木育の推進等につながるというところが入って本当にうれしいなと思っております。コロナ禍でもあるので、県内の一般の保育施設のうち、1カ所がうちまる保育園さんの方に、こういう物とかが入りますということは書いてありましたので、もっと県内に広がるような取り組みとか、例えばその見学とか、実際に何か触ってみるとか、他の教育関係の方たちとかが知る機会が、今年度に入っているとよいのではないかなと思いました。その辺りをもし付け加えられるものであればお願いしたいなと思えます。

(國崎貴嗣委員長)

どうぞ。

(林業振興課：村上主任主査)

御意見ありがとうございます。

一覧表の5番のところですけども、子供子育て支援室の方で、県内保育所、認定子供園木製品導入補助事業ということで、3,800万円の大きな事業になるのですが、こういったものをコラボしながら、そういったところで、木製品、おもちゃの導入というのを大きくやっていく、ということになります。

その他に、11番、経営管理課という、医療局ですけども、県立病院内の院内保育所、こちらの方でも、同様に木製品ということで、積み木セット、おままごとセット、赤ちゃん用すべり台と、いろいろ木育の方に取り組みは、大きく推進していくということになります。PRにつきましても、若生委員おっしゃったとおりかと思っておりますので、いろんな形で発信していきたいと考えております。ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい。他いかがでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

(佐藤重昭委員)

全国植樹祭開催準備事業ですが、実は、一昨年の愛知大会に行ってきたして、三田農林の社長に誘われて行ったのですが、もちろん森組さんとかもいっぱい来ていましたけど、令和5年は予定通りだと思うのですが、今のところ陸前高田の植樹祭は、予定通り進むと書いていいのでしょうか。

私から見た感じだと、すごいお金がかかっています。10億円ぐらいはかかっていました。愛知だったから特に、これだけの大会を岩手でできるのかと、感じましたけど、そのうち森林税を、もし使えらしたら素晴らしいと思うのですが、予定通り開催するのかどうか、教えてください。以上です。

(橋本林務担当技監)

はい。ありがとうございます。

全国植樹祭の日程関係については、今のところ、予定通りということで、来年度は、島根でやりますけれども、聞くところによりますと、コロナの関係もありますが、いろいろ人数の調整をして、開催の方向で今準備を進めているという予定でございます。

次の年は、滋賀県です。滋賀県はそれに沿って、準備を進めていると聞いていますので、いずれ現段階では、令和5年の開催に向けて、本県でいろいろ取り組んでいるところでございます。

それから、費用の関係も、かなりかかるということもありますけども、各県でやっている場合は、山でやる関係で、土地の整備にいろいろお金もかかる場所もあるのですが、陸前高田の場所では、そういった心配もないということで、議会の方でも低コストといいますか、なるべくお金の方も、いろいろ工夫しながら、検討して準備を進めているところでございます。以上です。

(國崎貴嗣委員長)

はい。他にも何かあるかもしれませんが、また、具体的な取り組みについて、この後御説明いただけますので、何かありましたら、そちらで併せて御質問御意見いただければと思います。

ということで、資料のナンバー1の2、令和3年度いわての森林づくり推進事業の概要という詳しい資料の方について、御説明いただきますけれども、最初に、環境重視の森林づくりの取り組みについての御説明からお願いいたします。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。それでは、令和3年度岩手の森林づくり推進事業の取り組み内容について、資料1-2で説明させていただきます。失礼でございますが、座って説明させていただきます。

初めに1の環境重視の市民づくりの取り組みのうち1-1いわて環境の森整備事業、混交林誘導伐の令和3年度の事業内容について説明いたします。

令和3年度以降も、手入れが行われていない森林において、強度間伐を実施し、公益的機能の高い

針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導する混交林誘導伐を引き続き実施して参ります。

事業内容の変更点は、対象齢級を現在の4齢級から10齢級を、4齢級から12齢級に拡大するほか、施工地の小面積化に対応し、1施工地の面積を現在の0.3ヘクタール以上から0.1ヘクタールに変更するとともに、間伐率を現在の概ね50%から、概ね50%以上としています。

計画面積についてですが、別冊の資料1-3で御説明いたします。委員限りの資料になります。資料1-3をご覧ください。

森林資源を把握するために作成している森林簿のデータから、樹種、林種、林齢、施業履歴、機能区分、経営因子などから、機械的に、公益上重要でありながら緊急に整備が必要な森林について抽出したもので、第4期開始時には、およそ4,500ヘクタールと見込んでおります。

次のページ、資料1-4をご覧ください。この資料は先ほど説明した緊急に整備が必要な森林として森林簿から抽出した森林の解消に向けて、環境の森整備事業等で整備してきた面積と、残りの面積、つまり整備目標面積になります。

制度開始当初に整備が必要な森林として算定した26,000haに、その後整備が必要な森林として、第1期と第2期の終了時に追加した4,000haを加えた合計30,000haについては、第1期の平成18年度から第3期の終期となる今年度の見込みまでを加えて、環境の森整備事業で17,500ha、国庫補助事業等の既存事業により、7,000haを整備したほか、主伐等により、整備対象から外れた森林2,000haや、新たに発生した整備が必要な森林1,000haを加え、第4期開始時には先ほどの資料と同様に、4,500ha残っていると見込んでおります。

第4期は、この4,500haについて、環境の森整備事業で年間600ha、5年間で3,000ha、国庫補助事業等で5年間に1,500haを整備し、第4期末までに、制度開始当初に予定した整備が必要な森林を解消していきたいと考えております。

また、第3期では、年間1,500haを目標に進めて参りましたが、実績としては、年間500ha台にとどまっておりますので、これを踏まえ、第4期では、年間目標600haとしたところでございます。

資料1-2の1ページにお戻り願います。令和3年度の予算額についてですが、混交林誘導伐のほか、この後説明いたします森林環境再生造林や作業道整備などの新規、新規拡充メニューと合わせ、いわて環境の森整備事業として予算計上をしており、全体で7億6,000万円余でございます。

メニューごとの予算内訳については、混交林誘導伐が4億4,000万円余、続いてナラ林健全化が2,100万円、アカマツ林広葉樹林化が8,700万円余、森林環境再生造林が8,300万円余、被害森林再生が700万円余、被害木除去が1,900万円余、作業道整備が5,800万円余となっております。これに事業実施のための事務費を加えた額が、全体事業費7億6,000万円余でございます。

引き続き、森林整備課の担当から説明いたします。

(森林整備課：廣田主任主査)

森林整備課の廣田です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

私の方からはまず、1-2ナラ林健全化についてです。これまでの継続の事業ということで、引き続き、ナラ枯れ被害の拡大を防ぐために、被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採いたしまして、ナラ枯れに強い、若い広葉樹に更新するといった事業を継続していきたいと考えております。

対象森林対象年齢等、これまでと変わらず、被害地から 30 キロ以内の 6 年齢以上のナラを含む広葉樹林において、0.3ha 以上の施工地 1 ha 以上の団地をもって、事業を実施していくということになっております。

事業主体もこれまでと変わらず市町村と林業事業体等で実施していただくこと、変わったところですけれども、補助率のところですが、定額、こちらが現在、1 立方当たり 1,000 円、そしてチップとして出材する場合について、1 立方当たり 1,000 円助成していたものを、令和 3 年度以降はチップのほかに、用材等として利用する材積について、立方当たり 2,000 円という補助額で実施していきたいと考えております。

計画量は、年間 70ha ということで、現在、例年、20ha ちょっとやっていますが、それを大幅に用材も含めた利用、また助成額も上がるということもありまして、70ha 見込んで実施していきたいと思っております。以上が、ナラ林健全化事業の概要になります。

続きまして、2 ページ、1 - 3 アカマツ林広葉樹林化になります。こちらもこれまでと引き続きの継続の事業になります。松くい虫被害の拡大を防ぐために、被害が継続して発生している地域のアカマツ林におきまして、枯死木も含む、健全木もすべて、マツをすべて伐採いたしまして、広葉樹林へ樹種転換を促進するという事業になっております。

こちらはですね、事業概要につきましては、前回とほぼ同じ内容になっておりまして、松くい虫被害が発生している地域、そして変わったところではいきますと対象年齢が、今までは 4 から 10 年齢としておりましたが、4 から 12 年齢と、高齢級のアカマツがやはり松くい虫被害にかかりやすいということもありまして、年齢の方を、混交林誘導伐と合わせて 12 年齢の方に拡大いたしました。施工地面積は 0.3ha 以上、1 ha 以上の団地ということになっております。

こちらはですね、計画量でいきますと、年間 37ha、来年度は 37ha という予定でおりますけれども、実はこの実施計画にはですね、先ほどお話もありましたが、全国植樹祭が令和 5 年度に開催されるということもありまして、その開催に向けて、経路が、開催地までの道路のそばの、枯れてしまって枯死経過木が目立つようなところ、こういったところを重点的にこの事業を活用いたしまして、景観も向上しながら、広葉樹林化を図りたいと考えておりまして、そういったところを重点的に計画の中に予定しているところです。以上が広葉樹林化の説明であります。

(森林整備課：伊藤主任主査)

続きまして、2 ページの下段になります。環境を保全する植栽ということで、環境の森整備事業、森林環境再生造林につきまして説明をさせていただきます。

11 月に概要版を説明した際との変更点、主にお話しさせていただきたいと思っております。内容としましては、公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地ということで、従来の、裸地等の造林未済地等に植栽するという内容から、伐採跡地という部分も踏まえての事業実施を行うものがございます。

対象箇所としましては、今申した通り、前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽をしなければ、どうしても早期の更新が計られないような伐採跡地に、植栽を行って森林を再生していくというものでございます。

植栽する樹種につきましては、本県においては今、植栽の樹種の 7 割がカラマツということにはな

っているのですけれども、①から④ということで、花粉の少ない森林への転換を促進するというところで、スギであれば花粉症対策品種、そしてカラマツ、アカマツであれば、松くい虫の抵抗性品種、そして広葉樹、これは当然森林への再生ということですので、高木性のものということに限定をして行うということを考えてございます。

植栽の方法ですけれども、原則、低密度植栽ということで、環境を保全する植栽ということでございますので、経済林としての考えではなく、最低限、森林として再生するということを考えてございますので低密度植栽ということで、と言っても余りにも本数が疎でありますと、森林として再生できないということもありますので、下限値としては 1,000 本以上ということで考えております。各樹種の本数につきましては①から④、明記の通りでさせていただきたいと考えております。

令和3年度以降につきましては、今までは植栽するのみが対象として考えておったわけですが、人工的に植栽したものは、下刈りとかその後の保育もきちんと行わないとやはり森林にはならないということもございますので、当面は、この植栽した箇所においての下刈りということで1年生から5年生までの下刈りも補助対象とさせていただきたいと考えてございますし、県内で、鳥獣害の被害ということで、特にニホンジカによる被害が県南地域では多く出ているわけですが、こういった箇所におきましては、植栽と合わせて行う、シカの防護柵であるとか忌避剤の散布とか、こういった鳥獣害防止対策についても、併せて補助対象とさせていただきたいと考えてございます。

事業実施主体につきましては、従来はNPO法人と団体ということに限っておったわけですが、やはりこういった再造林、伐採跡地をきちんと、対策を行っていかねばならないという観点から、森林組合や県内の林業事業者というところを、事業主体を拡充させていただきたいと考えてございます。

補助率につきましても、植栽、鳥獣害防止施設につきましては10分の8、下刈り、保育については10分の7ということで、これは11月に御説明させていただいた時点と変更はございません。

計画量につきましては、令和3年度につきましては、100haを想定してございます。令和3年度以降の5年間では、1,000haということで平均200haを想定してございますが、令和3年度は、事業の走り出しということもございますので、当初は100haでスタートさせていただきたいと考えてございます。

予算額につきましては、先ほど鈴木さんの方から説明があった通り7億6,000万の内数ということになってございます。森林環境再生造林の分については、8,300万余となってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(森林整備課：廣田主任主査)

続きまして3ページ気象害等対策、1の5被害森林再生について御説明いたします。

こちらは新規事業となっております。こちらの事業は、気象災害による被害を受けた森林におきまして、早期の更新をすることによって公益的機能回復させるために、主に倒木等の被害木の除去を行うといった事業となっております。

こちらも対象森林は、公益林で私有林につきましては、気象災害、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害、こちらによる被害森林において行います。

施工面積ですけれども、施工面積の条件が実損面積0.1ha未満の森林と記載しておりますけれど

も、こちらは実際に成立本数、現状に育っている成立本数のうち、実際に被害がかかったその割合で割り返した面積が 0.1ha 未満の森林というふうな考え方で、今までの他の事業と比べるとその施工地が一体としてというよりも実損面積で、面積条件を設定しようと考えております。

対象経費は、倒木の伐倒処理で、被害を受けまして、幹折れ、または根返り、あとは傾いているようなもの、こういったものを伐倒処理する。そして1ヶ所に集積するといったところまでを、この事業でやっていきたいと考えております。

事業主体は市町村と林業事業体等と、ナラ林やアカマツ林と同じような事業主体の方がやっていただきたいと思っています。補助率は10分の10です。

計画量は被害に応じて、これが出てくるということもありまして、今のところ毎年5ha程度、実損面積が少ないものですから、森林整備事業等の既存の国庫補助事業で対応できない小面積な、被害森林について、この事業を充てていこうと考えておりますので、小面積でありますけど、5haを見込んでおります。

次は、1-6、枯死木除去についてです。こちらも新規事業になっております。松くい虫等の枯死木の倒木による人身被害や施設損壊を予防するために、公共施設、道路、住宅等の周辺の枯死木を除去する事業となっております。

こちらは私有林であれば、公益林という制限はつけないように考えておりました。病虫害被害が公益間わずかかってしまうものですので、危険性を重視して実施していきたいと考えております。

そして、病虫害、これは松くい虫とナラ枯れ被害、こちらの二つの被害にかかりまして、年数が経過した枯死木を対象としております。こういった松くい虫、ナラ枯れ被害は、どうしても被害木の駆除がなされずにそのまま放置されて、経過していったもの、そういったものが倒木の危険性が高まっている現場というのが非常に増えてきているところから、この二つを、対象木といたしております。対象樹種はそういうこともありましてアカマツとナラ類ということになります。

対象経費につきましては、枯死木等の伐倒処理ということで、すっかり枯れてしまった枯死木、また、やむを得ず枯死木の周辺にありまして、どうしてもその伐倒処理に支障があるといった生立木、こちらについても伐倒処理に支障のあるものは、こちらも伐倒していただくということにしていきたいと考えております。伐倒、枝払い、玉切り、集積、こちらの経費に対して補助いたします。

事業主体は市町村と林業事業体、補助率は10分の10。計画量は年間75m³、一現場5m³ほど、本数的に言えば、5本ぐらいの枯死木を、15ヶ所程度やっていこうという計画でありますけれども、単木的な、こちらは本当に保全対象とする施設があって、そこに危険が及ぶものというものを対象にしておりますので、面的というよりは、単木的な伐倒処理ということで事業を実施していきたいと考えております。以上です。

(林業振興課：鈴木主査)

引き続き1-7作業道整備について御説明いたします。

令和3年度の事業では、混交林誘導伐の施工地が奥地化していることから、事業の実施に必要な作業道の開設や改良についても、新たに補助対象といたしたいと考えております。

いわて環境の整備事業で整備する作業道は、事業の性格を考慮し、災害防止や環境保全に配慮したものとするため、整備する作業道の規格は、幅員2.5mから3.0mで、敷き砂利の路面を基本とし、

作業道作設指針に基づき、災害防止及び環境に配慮した簡易で丈夫なものとするほか、環境の盛整備事業の独自の規格として、20mから 50m間隔で、簡易な路面排水の設置を求めることとしたいと考えております。

作業道は、ただいま説明した環境の森整備事業の各メニューのうち、1－1 混交林誘導伐、1－3 アカマツ林広葉樹林化、1－4 森林環境再生造林の3つのメニューの付帯事業として作業道だけの単独での整備や、他のメニューでの整備は、対象としないこととしております。また、補助率や事業主体は附帯する事業と同じとする予定でございます。計画量については年間 9,000mを計画してございます。以上で環境の整備事業の説明を終わります。

(森林整備課：伊藤主任主査)

1 ページめくりいただきまして、4 ページの上段、花粉症対策、2 花粉症対策等採種園整備事業、新規事業につきまして説明をさせていただきます。

こちらは11月の際に、御説明させていただいた内容と大きく変わってはございません。内容としましては、国民の約4割が、花粉症にかかっているのではないかという研究の成果もございまして、こういった状況を踏まえまして、花粉の少ない森林への転換を促進するというのを目的としまして、スギやカラマツの種子の安定供給に必要な採種園を整備するという事で予定しているものでございます。当然、山に木を植える苗木というものを作る前には、きちんとした種子の生産があって苗木作りがあるということでございます。

現在、県では花粉症対策に資するスギであるとか、あとはカラマツということで、採種園の整備をしているところですが、今の造林量から見ると、なかなか今、採種園の方が、追いついていかないという部分もありまして、きちんとこの県民税を活用させていただきまして、採種園の整備を加速化させていくということで考えてございます。

面積的なものでございますが、事業内容のところに書かせていただいておりますとおり、花粉症対策のスギのミニチュア採種園につきましては、5年間で5.9ha。カラマツの採種園につきましては5年間で4.2haということで、計画をさせていただいております。

令和3年度の予算額につきましては、1,800万円余ということで、このスギとカラマツの採種園の整備の方を開始させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。続きまして、林野火災の方説明させていただきます。

(森林整備課：廣田主任主査)

それでは4ページの下段、林野火災対策3 林野火災予防対策事業について御説明いたします。こちらも新規の取り組みとなっております。こちらの林野火災予防対策事業、県の事業としては既存ではあるのですが、この財源として、新たに県民税の基金を復活させていただきまして、林野火災対策に取り組んでいきたいと思っております。

まず、林野火災というのは、非常に人為的な原因で発生するといったことが多くございまして、県内でも、発生の75%が人為的な理由によります林野火災が発生しているということで、非常に県民の皆様の意識の普及啓発というのが非常に大事な部分になってきております。そういったことから、林野火災から県民の共通の財産である森林を守るために、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野

火災を未然に防ぐための、広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動に支援して参りたいと考えております。

まず1つ目は、消火資機材の整備、こちらは既存の事業の方で消火資機材を配備することにしております。県民税を充当する部分は2番と3番になります。広報宣伝活動、こちらは、テレビCM、そしてラジオCM、ラジオ放送、あとは航空機による広報ということで、テレビ、ラジオを通じまして朝晩、県民の方々に、目に触れる、耳にする場面で、広報活動を展開していきたいと思っております。そして、航空機による広報につきましても、ゴールデンウィーク期間中、こちらの、ちょうどそのゴールデンウィークのあたりが、1年を通じてやはり大きな山火事が発生する期間となっております。ここを特にも広報活動強化したいと思ひまして、航空機で空の上から、県民の皆さんに呼びかけていきたいと考えております。

そして3番目、地域防火活動支援、こちらは山火事防止パトロールの活動、そして、森林作業道等の路網マップ作成を支援する予定にしております。来年度は、大きな山火事がありました釜石地区、こちらで森林ボランティアの方々がごぞいます団体ももうありまして、こちらの方々にパトロール活動、山火事期間の重点的なパトロール活動や、あとは実際、山火事があったとなると、どこをどう通って消火活動に当たっていけばいいかわからないという状況が、釜石の火災ではあったようで、そういった御意見を受けまして、森林作業道、こちらで消火活動に使用できる、こういった路網の情報を集約しまして、路網マップというのを作成したいと考えております。以上になります。

(國崎貴嗣委員長)

はい。ありがとうございました。

ただいま併せて9つの事業について御説明いただきましたけれども、何か御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。基本的には、その事業の趣旨としては適切なものだっていうふうに思っておりますので、何かあるとすれば、細かい点の確認とか、そういったところになるかなっていうふうには思ひます。いかがでしょうか。吉野委員どうぞ。

(吉野英岐委員)

はい。継続の案件の1-2と1-3の、ナラ枯れの健全化とアカマツの広葉樹林化ですが、力を更に入れてやっていくということで、5年間で、ナラの方ですと350ha、アカマツの方ですと134haをやるということですが、これだけやることで、実際、被害に遭っているところのどのぐらいがカバーできているのでしょうか。早くやらなきゃいけないとは思ひますし、お金を預けてやるべきだと思うのですが、これだけやって、効果というか、カバーがどれぐらいできているのか教えていただきたいです。

あともう1つは、1-1から1-6まで基本的にこの森林整備事業で広げていくのですが、新規のものも含まれておりますので、ちょっと私はこの作業のことは全然、専門ではないのでわからないのですが、この単位の面積当たりでいうと、一番費用がかかるのはどれになるのでしょうか。それぞれやっていることが違うので、一概に比較しづらひとは思ひますけれども、一応、机上の計算と云ってはあれですけれども、予算はじき出すときに大体単位面積が同じような事業サイズなのか、それともやはり作業によってこれかなりかかるお金が違うのかどうかを、教えていただければなと思ひまし

た。以上でございます。

(森林整備課：廣田主任主査)

ナラ林健全化とアカマツ広葉樹林化の被害に対する効果というお話だったと思うんですけども、確かにナラ林健全化は年間 70ha としたこと、実際の隣接地域のナラ林の範囲に比較すると非常に小さな区域だとは思いますが、3分の2くらいを負うようなナラ林健全化の対象区域の、そのうちの 70ha ということで、小面積ではありますが、やはりかかる前に伐るということで、今のところ、今までの実績がなかなか伸びなかったというのも残念なところですが、これをチップだけじゃなく、せっかくの広葉樹を大径材の用材等にも生かしていただけるような事業にしようということで、そういったところで、まず一本としましては 70ha、去年の 3 倍の事業量を進めていきたいということで、全体の被害に対するカバー率というのは、こちらの方で、まだ把握しない状況で、申し訳ないですけども、昨年度に比べれば 3.5 倍の取り組みをしていきたいと考えております。

もう一点、アカマツの広葉樹林化になります。こちら年間 37ha ということで、始まってから例年 10ha にちょっと欠けるぐらいの事業実績ということでしたが、徐々に事業体を拡充してやっけていって、取り組みが増えてきておりまして、今年度約 20ha 実施する予定となっております。それに比べて、またさらに 2 倍近く事業量を増やしてやっていきたいと思っております。

こちら被害に対して、どのぐらいカバーするということは、なかなか面積では出せないというところもありまして、年間 30,000m³ ほど、新たな松くい虫被害が発生している状況にはなっているのですが、これに対して、こちらは被害の予防という意味合いですので、一部被害がある場合はチップ化すれば駆除にもなりうる事業ではありますが、予防といった面で、若干被害が入っているマツ林、あと全く入っていないマツ林についても、近くで被害があれば実施していきたいと思っておりますので、そういったところで被害拡大が防止できるような事業にしていきたいと考えております。

こちらは以上になります。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。それでは事業積算上の ha 当たりの金額という話ですけども、一番高いのはアカマツ林の広葉樹林化で、これは枯れてしまったアカマツを全て伐るということで伐採量が非常に多いので、非常に高くなっていて 230 万円ほどとなっております。

次が植栽で、植栽は植えるのに非常に人手がかかるということで、大体ヘクタール当たり 80 万ぐらいで、下刈りと合わせると 100 万円ぐらいというのが一般的なところでございます。

それから混交林誘導伐の方も非常に伐採量が多く、普通の間伐に比べても多いので、これも大体 80 万円ぐらいという形になっております。

それ以外については、立方単価です。具体的単価ですので、一概には比較することはできませんけども、6 番の被害木の除去ですが、これは家の近くにあるような、建物の近くにあるようなところを特殊伐採と言いますけれども、木に登ってですね、家の方に倒さないように、上の方から徐々に、立った状態でロープにぶら下がって伐っていくということで、非常にこれも手間がかかるということで、これが ha 単位に直せないですけども、直すとすれば一番これが高くなっていくという形になるかと思っております。ちょっとこれはすごい金額になるので、敢えてここでは差し控えさせてい

たきます。そういった状況になります。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。若生委員どうぞ。

(若生和江委員)

いろいろな分野で本当に必要な部分の拡充というのは、とても良いことだと思のですが、その反面その人員の確保というのは大丈夫なのかなという心配がちょっとあります。混交林誘導伐の方は、実施の目標面積を下げて、現状に合った数字にしましたよっていうのが先だと思えますけれども、それプラス、それ以外の部分でも、人手が必要だったりする部分がたくさん、更に加わっているので、そのあたりの見通しはいかがなものでしょうか。

(林業振興課：高橋総括課長)

事業に必要な人員ということですが、混交林誘導伐につきましては、確かに主伐が増えてきたということがございましたし、長く見れば震災関係の事業に人材が取られていたということで、なかなか進まないという状況が続いてきておりましたけれども、コロナの関係なんかもありまして、伐採ができないといった時には、木材を排出しないような、そういったところに人材を回すといったような判断をしていただいた頃もあります。事業者の中で、段々に主伐の増に対して、人員の増加といったことを進めてきているというふうに思っていますし、年間 100 人ぐらいは、新しく林業に就業をしていく。もちろん退職もあるわけですが、人材の確保という施策の方も併せて進めていきたいと思えます。

(橋本林務担当技監)

若干補足になるのですが、現在、県の方で、第6次のそういった労働確保の計画を策定中で、今年度内にできるのですが、県民税の事業量も増えますし、それから通常の国庫事業も増えますし、特に造林の方ですが、そういった中で、どうやって労務を確保していくのかということで、その計画の中では、実際 60 日以下の労務の方々の中にはいるので、そういった方々を活用していこうとか、それから道路に関しては、林建協働ということで、震災前は導入していたのですが、いわゆる土木関係の方々と連携しつつ道路を作って、山の作業をする人は山の作業をするというような、そういった取り組みをしていこうとか、実際にこの5年でどれくらいの労務が増えるのかというのをシミュレーションして、それに対してどう取り組むのかという計画を作っておりますので、できましたらまた御紹介することになると思えますが、そういった形で、特にも造林が増えるわけですが、造林が増えても、道路関係も増えても、そういった対応していくということで、今その計画、第6次の計画になりますが、それを策定中ということで、それに基づいて具体的には進めていくという取り組みになると思えます。

(國崎貴嗣委員長)

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また引き続き他の事業の御説明もいただかなければいけないので、そうしましたら、「環境重視の森林づくり」の取組に関する質疑をここまでとさせていただいて、続いて、5ページ目以降ですね、「森林との共生」に関わる取組ということで、事務局からまた説明をよろしくお願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

県民参加の森林づくり促進事業。事業内容に記載がございます、森林整備活動、人材育成活動、森林環境学習活動、県産材利用促進活動の4つのメニューを継続して展開いたします。

補助率でございますが、森林整備活動、人材育成活動、森林環境学習活動は、上限100万円の定額補助。また、県産材利用促進については、2つのメニューに分かれまして、上限100万円で3分の1の補助率のものと、森林公園整備等につきましては、定額に変えまして上限250万円ということで設定いたしました。こちらにつきましては今まで出てきた事例がなかったのですが、昨年、つどいの森の公園の業務処理ということで初めて事案が出まして、定額で上限設定がないということから、今回、そういった事案を勘案して上限設定をしたということになります。

事業の実施につきましては、下につきましては市町各種団体、ということで変更ありません。

R3年度予算額につきましては、昨年度から、1,000万円増としまして4,300万円余としております。

予算増とした理由につきましては、新たな事業実施主体が、例えば、法人であっても森林環境学習の事業を実施したいというふうになりますけれども、実績がないということである一方、発信力があるということなので、こういったところに取り組んでもらえるように働きかけをしていこうというふうに考えているところや、長く取り組んでいる団体には、取り組み内容を定期的にマスコミなどに投込みなどをしてもらいながら、団体を励ましてモチベーション上げてもらうということで取り組みを継続して定着させるということを行いながら、新たな団体も取り組んでいこうというふうに考えているものでございます。以上です。

(森林整備課：橋本主任主査)

それでは5番の森林・山村多面的機能発揮対策事業について御説明いたします。継続事業となります。

こちらの事業は、国の同名の、森林・多面的機能発揮対策という事業がございますが、そちらの方と連携、共同して行っているという事業になります。

内容としましては、森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援するというものでございます。

事業の仕組みといたしましては、地域協議会を通じて、森林所有者や地域住民等で構成した活動組織が実施する森林整備や森林資源の利活用、間伐材の活用や、伐り出し、使っていくこと、或いは路網の整備等を支援するというものです。

補助率は、8分の1と書いてありますが、基本的には国が4分の3、市町村、県で合わせて4の1、割って8分の1というのが基本の補助率ということになります。

こちらの方は、現在、国の方で要綱要領の改正を行っておりまして、そちらの方に準じて、県の方も見直していくということになります。

事業主体はいわて里山再生地域協議会。活動主体は、地域住民等による活動組織ということで、普段、地域協議会の方にお金が流れまして、それをそれぞれの活動組織の方に割り振っていただくということになります。

R3の予算額ですが、2,693万4千円のうち、県民税2,684万9千円ということで、この差額の分が、県の方で使う事務費ということになっております。

以上です。

(林業振興課：村上主任主査)

6番の木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用ということでございます。

木材の温もりや心地よさというのは、若生委員が仰ってくださった通り、実際見て触って伝わるところがあると思います。

県産木材であれば、より身近に実感を伴って、木材利用の意義や森林づくりの理解醸成、或いは普及啓発を図ることができると考えておりますので、県民向け施設等における県産木材利用を推進して参ります。

具体的には、県の教育委員会、保健福祉部など、色々な部局がございしますが、林業だけで取り組むというのは、なかなかマンパワー的な部分や、事業一つ立ち上げる能力も相当でありますし、分野も限られてくるということもありますので、色々な部局に働きかけて、連携して取り組むというような枠組みをいたしまして、教育施設や公共的施設において、木育の推進、或いは県産木材の普及を図って参ります。

令和3年の設置予定施設でございますが、県庁保育所の玩具整備、こどもの森における遊具整備、県内保育所、認定こども園に対するおもちゃ、遊具整備の補助制度の創設。高校生なども使うベンチ。陸前高田市に設置され、新たに設置する野外活動センター、青少年の家。それから、公共施設としては、アイーナ、起業支援施設の拠点であります「岩手イノベーションベース」、いわて花巻空港、県立野外活動センター、青少年の家、病院、県立病院内保育所、県北運転免許センター、県庁待合スペースなどへの木製品導入などになります。

これらについては、もちろんただ置くということではなくて、木製品への「県民税」「県産材」の焼印、或いは、シールの貼り付けということで、宝くじ方式と言えばイメージが沸きやすいのかなと思うのですが、県民税が目に入るような機会を増やすということもねらって参ります。

あとは県民税パンフレットの配架と配置、公共施設では県民税DVDの講演、整備後はマスコミへの投込み、お披露目会の実施など、そういったルール付けをして、PRの機会を図って参ります。以上でございます。

(森林整備課：橋本主任主査)

続きまして7番、いわて森のゼミナール推進事業について御説明いたします。

こちらの事業は、森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童・生徒はじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供するというものです。昨年度との違いといたしまして、昨年までは森林学習会につきましては、児童・生徒ということで実施しておりましたが、R3からは、それ以外の方からもご要望があれば対応していきたいというふうに考えております。

〔事業内容〕(1) 森林環境学習。昨年までは「環境」が入っていなかったのですが、R3からは「環境」を入れます。小中学校や各種団体等における下記の取組に対し、森林インストラクター等の講師派遣を実施ということで、このスキームは上げずに、例えば、小・中学校以外からも、及ぶ範囲で過去のスキームで対応していくということです。①樹木観察などの森林環境学習、②自然観察や木工・クラフト体験者というものを行うということです。

それから(2) 森林環境学習指導者研修会（指導者研修会、情報交換会）とありますが、昨年まではこれは実践ゼミナールということで、地域のこういった活動を行いたいというところを募って、昨年までは地域プランサクセス、それを実行に移していくということをしていたのですが、県内で約30地域、プランを作成したということで、プラン作りの方は目的を概ね達成したということで、来年度からは指導者研修会と情報交換の方に絞ってもっていきとしております。

内容としましては、地域住民の自主的な森林活動などの取組が県内各地で活発に行われるよう、地域活動を実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修と、情報交換会を実施することです。予算額は5,109千円ということで、企画公募で募って委託をするというような枠組みで考えております。以上です。

(森林保全課：千田主任主査)

8番の森林公園機能強化事業、新規事業でございます。

事業実施期間はR3から4までということで、内容としましては、広く県民の森林事業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施するものです。

内容としましては、大きく3つを目的として考えておまして、バリアフリーの推進、外国人利用者への対応、多様な年齢層への対応といった柱をもとに整備を進めていきたいと思っております。

バリアフリーの推進としましては展示施設、遊歩道等のバリアフリー化。また、外国人利用者への対応としましては、案内標識等について外国語表記をする。また、多様な年齢層への対応としましては、小さい子なども遊べるような木製遊具等を設置していきたいと思っております。次の令和3年度に関しましては、県内の森林公園5ヶ所、県民の森など5ヶ所の森林公園について実施したいと思っております。

令和3年度予算額としましては、1億1,900万円ほどとなっております。以上で説明を終わります。

(森林整備課：西澤主査)

続きまして、9番の全国植樹祭開催準備事業という事業でございますが、令和5年春季に予定しております、第73回全国植樹祭の開催や、開催に向けた様々な機運醸成の取組を通じて、「森林・林業の役割や重要性」と「県民税の趣旨や取組」を併せてPRするものでございます。

令和3年度の事業内容は、全国植樹祭の開催準備と機運醸成の取組を通じた、普及啓発になります。

1つ目の全国植樹祭の開催準備でございますが、式典演出や運営方法等の具体的事項を定める実施計画の作成と、記念式典において天皇皇后両陛下が御着席されます、御野立所の設計を行います。

2つ目の機運醸成の取組を通じた普及啓発でございますが、大会開催に向けた様々な取組を通じて、森林・林業の役割や重要性と併せて、県民税の趣旨や取組を情報発信します。

具体的には、専用ホームページの作成、PRキャラクターである、わんこきょうだいの着ぐるみの作成、県内イベントでのPR、県内児童等による記念植樹用苗木の育成を予定しておりまして、これらの取組を通じて、県民への普及啓発を行います。

令和3年度の県予算額は、2,300万円余を予定しておりますが、このうち職員旅費や実行委員会の運営費を除いた2,000万円余について、県民税を財源とする予定でございます。

以上で説明を終わります。

(林業振興課：東主事)

続いて10番、いわての森林づくり普及啓発事業について説明させていただきます。

令和2年度から協力して、令和3年度においても、森林環境の保全に対する意識の県民意識の醸成を図るため、森林・林業の役割などのほか、県民税の趣旨や取組などについて幅広く発信していきます。

事業内容は記載してある通りですが、

- 1番、テレビCM、新聞広告等による広報の実施。
- 2番、ツイッターやYouTube広告などを利用したウェブメディアによる情報発信。
- 3番、小学校5年生向けに作成しています、いわての森の恵みガイドブックの配布。
- 4番、県民・森林所有者向けの事業周知チラシの配布等を行うこととしています。

R2年度から増額となっておりますが、R3年度はR2年度よりも幅広い方法で情報発信をしていくこととしております。以上です。

(森林整備課：橋本主任主査)

続きまして8ページになります。11番、いわて森林づくり推進人材育成事業。新規事業でございます。

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成や連携、調整を図る人材を育成するというものでございます。

事業内容は、研修を行うのですがけれども、地域人権活動の核となることが期待される者、例えば、地域の森づくり活動組織のリーダーをやれるように、そういった方々を対象として、針広混交林化など環境重視の森林づくりに関する研修をはじめ、合意形成のためのコミュニケーション研修、或いは森林整備活動における安全指導研修等を実施し、「いわて森林づくりコーディネーター」を育成することとございます。

育成人数は3箇年で20名程度、各現地機関2名程度を考えてございます。

R3予算額は3,000万円となっております。

こちらの方も企画広報で、県内全域を活動エリアとする団体、そういったところにお越しいただきたいと考えております。以上です。

(國崎貴嗣委員長)

はい、ありがとうございました。

「森林との共生」の取組に関わる、8事業ですね。ただいま御説明いただきましたけども、質問、御意見ありましたらよろしく願いいたします。

岩田委員どうぞ。

(岩田智委員)

用語の説明ですけれども、7ページ9の全国植樹祭開催準備事業です。(1)のイ、御野立所とは一体どういうものなのでしょうか。

(森林整備課：西澤主査)

御野立所とは、元々は天皇皇后両陛下が御休憩される場所を指すものでございますけれども、近年の全国植樹祭では県産材を使った木材を使用しまして、天皇皇后両陛下がお座りいただく、その場所に簡易的なステージを設けまして、そこにお座りいただくというものになります。

(岩田智委員)

ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。

(佐藤重昭委員)

岩田さんと同じで全国植樹祭のところですけど、予算をきっているんで、実はすごいブースがいっぱい出るのですよ。それで、その中に、この県民税のブースを作って、実績を写真等で説明するようなものを出すのだなとは思っています。ちゃんと検討されてないので、ぜひ検討していただければなと思っています。

(森林整備課：西澤主査)

御意見ありがとうございます。

この全国植樹祭の準備事業でございますけども、開催の支店会場に、おもてなし広場という、招待する皆さんに本県の森林・林業、本県の観光物産についてPRする場所がございます。そちらに、先催県と同様にブースを設けることが予定してございまして、そちらの経費は令和5年度に予定しております。委員のおっしゃる通りですね、今回のこの全国植樹祭というのは、県民税の趣旨や事業をPRする目的でございますので、そちらにブース出展するよう、準備を進めさせていただきたいと思っております。

(國崎貴嗣委員長)

いかがでしょうか。若生委員。

(若生和江委員)

8ページの11番の人材育成のところについてですけれども、地域の森林整備活動の核となるというところのイメージとか、地域の里山の保全とか近い森林のみんなで後手をかけられるようなところを対象としているのか、それとも地域の林業全体を見て考えているのか、どちらの方向を想定しながらの結果だったのかなというところをお伺いしたいと思います。

(森林整備課：橋本主任主査)

御質問ありがとうございます。

森林の持つイメージですけれども、大きく考えてみますと、経済ベースで回している。通常の林業ということで、経済ベースで回している。我々の仕事の言うところの森林経営計画を立てて、森林組合さんとか林業会社さん等が素材生産をして、素材を植樹して経済を回していくという経済ベースのところではない部分の環境ベースでの森林整備ということを考えてございます。

いわゆる管理が不十分で、森林の整備・保全が遅れているようなところを、このコーディネーターさんが事業につなげていくような、森林所有者さんに働きかけを行うなどして、事業に繋げていくというようなイメージで考えております。

(若生和江委員)

それであれば、何かそれが読んだ時に分かりやすいように、身近な森林とか、里山林とか、その何か文言を入れてもいいと思う部分と、あと今のお話聞いて、今まで実際、県民参加の森づくりに参加して、いろんな技術を要した人たちが、その好きっていうのをいろいろ思っていच्छるっていうところには、非常に光になるような事業でもあるのかなと思いますので、その部分をどう審議したかというところもあるような表記と、あと、その内容が、大きなドーム、大きな予算をかけないでも、継続的に整備ができるよう、そういうものも含まれるようであるといいという部分と、誰からどのように教わるかという部分ですが、研修の時、どんな内容を、どんな講師陣が行うのだろうか、という部分も非常に気になる場所でありまして、期待をしている部分でありますので、その辺のところを丁寧に、話をしながら進めていけるといいと思います。

(國崎貴嗣委員長)

また、そういうふうな人材育成の計画とかというものが具体的に進んでいたところで時々この委員会でも、無理のない範囲でいろいろと情報提供していただけると良いのかなというふうに思います。

よろしく願いいたします。他いかがでしょうか。はい。橋浦委員どうぞ。

(橋浦栄一委員)

先ほどの11番の人材育成の件ですけれども、若生さんも聞いていましたが、誰が主体になって教えて、コーディネーターを育てるのかってというのが、その中でいうと明確になってないのかなってのが1つと、こちらの方は、もう県が主体でやる形であれば、棲み分けが、この森林づくりの担い手づくりというのを、育成事業とかNPOとか、各団体に任せていますよという、棲み分け

がきちんとできるようにしていただきたいと思っています。

(森林整備課：橋本主任主査)

御質問ありがとうございます。

誰がということですが、こちらの方を育成するのが、県が取り組むということになります。

ただ、その手法といたしましては、外部に委託をするということを考えてございます。

具体的なその育成する方というのは、例えばその林業事業体の方にいらっしゃる職員の方もありませんし、地域の森づくり活動組織ですね、団体のリーダーになるような、そういった方々というものもあります。とりわけ、誰がという限定ではなくて、そういった気持ちがある方には、ぜひご参加いただきたいと考えております。

(國崎貴嗣委員長)

よろしいですか。他にいかがですか。はい。佐藤貴美子委員どうぞ。

(佐藤貴美子委員)

先程もお話があった人材育成、11番の件についてなんですけれども、こちらの研修内容に資格取得というのは、まだお考えにならないですね。

(森林整備課：橋本主任主査)

御質問ありがとうございます。研修の内容について、ということではよろしいでしょうか。

研修の内容といたしましては、何項目か考えているのですけれども、環境重視の森林づくりの研修ということで、適切な間伐、針広混交林化、広葉樹林化とか、そういったものを学ぶコマ、或いは、資格取得ではですね、地域の森林づくり活動を行う上で、安全というものが大事だと思っております。資格の面で見ますと、「伐木等業務従事者特別教育」と、「刈払機取扱作業安全衛生教育」ですね、チェーンソーと刈払機の安全の研修を受けていただくというふうを考えてございます。

この資料を証明いただけるものとしては、そのように考えております。

(佐藤貴美子委員)

はい。

(國崎貴嗣委員長)

そろそろ、この話題を終わりにしないと、ちょっと時間が押しているかなというところがあるので。何かございましたら、吉野委員どうぞ。

(吉野英岐委員)

別の項目ですけれども、6ページの木材利用の6の木育の推進や公共的機能の維持・増進につながる県産木材の活用という、これ新規ですけれども、初年度のみでしょうか。何年間、これはやる予定でしょうか。

(林業振興課：村上主任主査)

令和3年度に向けて取り組むということで、今後も続けていきたいというふうに考えています。裾野を広げていきたいなと思っております。

特に保育所とかの認定こども園に遊具とかを整備する補助事業が、保育所が119施設、全県であるのですが、今回の予算的には、このぐらしか枠というか、事業費をあまり使うのができなかったもので、5年くらいの計画に分割しておりますので、今後も推進していきたいと考えております。

(吉野英岐委員)

はい。ありがとうございます。新規で、なおかつ継続ということですね。

(林業振興課：村上主任主査)

そうですね。新規かつ継続的にいきたいと考えてございます。

(吉野英岐委員)

この資料に出ているこの「イーストピアみやこ」とか、宮古市役所が新しく作った施設ですが、市役所関連の施設に、こういった木材製品を設置することも考えてらっしゃるのでしょうか。

(林業振興課：村上主任主査)

これは、まだ県施設にこういったものを導入しているというものがなかったので、こういうイメージがいいなということで載せさせていただいたものです。市町村がやるには、森林環境譲与税とか、そういった財源もございますし、或いは県民税を使うということであれば、県民参加とか、そういった事業もございますので、そういった棲み分けをしているところでございます。

(吉野英岐委員)

そうなのですね。この後、議題にある県民参加の森林づくり促進事業で、市町村枠で、例えば釜石市役所が、バス停で使ってやっているとか、盛岡市役所が「つどいの森」でやるということなど。そうすると何か市町村の仕事はそっちに持って行って、基本は県施設を中心とした整備ということにしないと、何かこれ見るとか宮古でやれるのだったら、他の自治体さんもこっちでやれるのだったら10分の10だから、やってもらえるならありがたいということにならないかなと、心配したところで

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。資料的に、この一覧表には載せているのですが、これは市町村には出していないものなので。

(吉野英岐委員)

県の施設で実績があれば、そっち載せたほうが混乱しないというか、市町村は、基本は自前という

ことで、そっちの事業でやってくださいということなのかなと思いました。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。おっしゃる通りです。

(吉野英岐委員)

それから、あと認定こども園や保育所で、小さいお子さんのための施設はいっぱいあるので、そちらが優先だとは思いますが、例えば県立の大学校といったところの、社会的なものに対して関心や活動できそうな人たちのところにも、順番は後でもいいかもしれませんが、整備の対象化をしていただけますと、教育施設の中には、公共教育機関も高校までは入っていましたが、高等教育機関も入れてはいかがでしょうか。

それからもう1つ、これを複数年度やるということであれば、少し関心があるのは、県営の住宅を今回のたくさん復興で作られています。災害公営住宅と言われるやつですけれども、基本は県主体と市町村主体に分かれておりますけれども、どうしてもあそこはコンクリートの建物が多くって、高齢者の方々が住まいになるには少し潤いとか温もりの面では、なかなか十分にお感じにならないところもあるのかなと感じているところです。国庫予算というのは基本的にはもうハード整備はないですけれども、別の形で、県産材を使った心地よさというものを、高齢者の方々が中心に入っているところが多いので、そういったところにも、少し目配りをしていただきますと、次世代を担う子供たちと、現在の若い世代と、高齢者の方々にも、幅広くこういった県産材の良さを享受していただくというようなスタンスも、複数年であれば考えていただければなと思って話しました。以上です。

(林業振興課：村上主任主査)

県外・県内に留まるとかそういったところもありますので、PRとか、木材の良さとか、そういったところをうんと感じていただくというところに、効果があるかなと思っております。これは、一度検討させていただきます。

住宅については、譲与税と県民税の棲み分けとか、或いは県でも住宅施策に力を入れるということになっておりまして、ワーキングの中で検討していくような形で考えて参りたいと思います。

御意見、どうもありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

何か聞くところでは、相当ニーズは、水面下でニーズはたくさんあるそうなので、順次適切に申請して、いろいろと整備が進んでいけばいいのかなと思っています。

(2) 令和3年度以降のいわて環境の森整備事業の審査基準について

(國崎貴嗣委員長)

ということで、途中で申し上げた通り、若干、議事が遅れておりますので、次に進めさせていただいて、もしも何かございましたら、午後の最後のその他のところで、いろいろとまた御意見、御質問いただければということで、続いて議事、議題の2つ目ですね。「令和3年度以降のいわて環境の森

整備事業の審査基準について」ということで、そちらの方の議題に移りたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。それでは資料2-1により、いわて環境の森整備事業、施行地審査基準について説明させていただきます。失礼でございますが座って説明させていただきます。

1月に開催いたしました、評価委員会において来年度以降の評価委員会の運営について、御議論いただきまして、いわて環境の森整備事業の施工地の選定に関する調査審議については、評価委員会での1件ごとの審議を行わないこととし、その代わりに、県が、評価委員会から意見を伺って審査基準を定めた上で、1件ごとに審査採択することとさせていただくことで、御了解をいただいたところでございます。

本日は、来年度以降、環境の整備事業の混交林誘導伐等の施工地を審査採択するための、県の基準の案を作成いたしましたので、その内容について御説明いたします。

なお、説明いたします基準の案については、委員の皆様から、本日いただいた御意見を踏まえ、県において、事務手続きの代理として定めることとしております。

それでは、初めに混交林誘導伐の審査基準について御説明させていただき、続けて森林整備課の担当から、継続事業の、ナラ林健全化、アカマツ林広葉樹林化、新規拡充事業の森林環境再生造林、被害森林再生、被害木除去について御説明いたします。特に新規拡充事業については、様々御議論が必要かと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、混交林誘導伐の審査基準について、説明いたします。

基準については、文章で記載しておりますが、内容をまとめたものが4ページの別表になりますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

別表の、①から⑦までと、⑩については、対象となる森林に関する事項等でございます。現在、委員の皆様が審査の際にお示ししている審査基準と同様のものとなりますので、説明を省略させていただきます。

それから⑧⑨については、審査において、委員の皆様が主に確認いただいている、必要性や整備方針についての確認内容を明記したものでございます。

⑪については、補助事業者として適切かを判断するために、現在の事業要件としているものでございます。

⑫⑬については、混交林誘導伐と合わせ、作業道を整備する場合、あくまでも主体事業でございますので、特に延長については、施工面積とのバランスが必要と考えております。

奥地にある施工地を整備するための作業道ではございますが、当面、施工地に達するまでの、作業道の延長が、施工地内の延長を超えていないことを基準とすることといたします。

以上で混交林誘導伐の説明を終わらせていただき、引き続き、森林整備課の担当から、新規事業、拡充事業の審査基準について詳しく御説明いたします。

(森林整備課：廣田主任主査)

引き続きまして、ナラ林健全化に関する審査基準でございます。資料の5ページになります。こち

らの内容をまとめたものが7ページの方に別表としてありますので、そちらをもとに御説明いたします。

先ほど出た概要の方でもお話しておりましたが、①番から⑥番ですね、こちらは事業の要件ですね、こちらの内容を審査するといったものになっております。

公益林で、私有林で、対象樹種はナラ林等を含む広葉樹であること。そして④の施工地は、前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から30キロメートル以内の範囲、対象齢級は、6齢級以上、施工地面積は、0.3ヘクタール以上のものということで、これまでと変わらない審査基準になっております。

⑦から⑨番はその事業内容に関する事項ということで、この⑦番の直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に排出するというのは、こちらこれまでと同じ内容です。ナラ枯れ被害が直径10センチメートル以上になりますと、発生源となるカシノナガキクイムシの潜入を受けるような太さになるということで、その対象となる径級以上のものは全部林外に搬出するという条件です。

そして、⑧番ですけども、こちらがナラ枯れの被害地域、こちらは県の実施方針で定めているのですけれども、前年又は当年に被害が発生した地点から2キロメートル範囲。こちらはカシノナガキクイムシが発生した年から次の年に被害がまた拡大する恐れがある、そういう危険性があるという区域、こちらを被害地域としております。そういった被害地域の中で実施したナラ林を含む広葉樹については、すべてチップ工場で破砕処理をする。この破砕処理をいたしますと、中のカシノナガキクイムシが死滅しますので、駆除も伴った安全な伐採利用ができるということで、被害地域につきましては、そこはチップで出してくださいということになるのですけれども、それ以外の30キロまでの範囲で被害が入っていない区域につきましては、通常伐採を行っていただきまして、用途に合わせた伐採利用をしていただくということで考えております。

⑨番につきましては、そちらの方の被害地域の取り扱いについて定めております、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」というものがございます。これに遵守した計画ということで、こちらのガイドラインは被害地域における伐採の時期、あとは破砕する際の留意事項、こういったものを定めております。夏伐採は、被害地域であれば6月から9月は避けるといった、そういったところを遵守していただいて、被害地域については計画していただくということです。

⑩番は、事業の関係で森林所有者の権利会計、そちらをすべてきちんと把握した上で、全員が同意していることを確認していただくといった内容です。

⑪番は、この事業の補助事業者の方の対象を、森林整備事業の入札参加資格者名簿の方、あとは岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業体が事業主体になるということになりますので、こちらの確認をしていただくということになっております。以上が新たな健全化事業の基準となります。

続きまして9ページ、アカマツ林広葉樹林化、こちらの審査基準になります。

昨年度から変わっているところは、無いのですけれども、まずは公益林であって、私有林であること、そして、もちろん対象はアカマツ林であること、ということです。

また、④番にございます、松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域であることとありますけれども、こちらの詳しい内容となりますと、県では松くい虫被害防除監視帯というも

のを定めております。これは被害が蔓延している地域と、被害がまだ発生していない未被害地域、こちらのちょうど境の辺りが先端地域となるのですけれども、まだ被害がそこまで拡大してないところの境を監視帯として、徹底的に監視をして駆除するといった区域を定めております。ですので、この監視帯の区域はまだ被害が発生してない地域もございます。また、すでに被害が発生している地域、これも当然、事業の対象なりますけれども、いずれ被害拡大しないために、この被害を監視するところを先取りで、マツとして維持しなくても良いという場所は、広葉樹林化を利用して、松くい虫被害が及ばないような、アカマツ林の空白地帯を作るといったことも、この事業で実施できるということで、こういった要件にしております。

対象齢級は4から12齢級。そして3齢級や13齢級以上は、保全とする上で重要な森林であれば、齢級は原則として、4から12齢級ですが、それ以外の齢級になっても、保全対象として取り扱うことにしております。

1 施工地の面積ですけれども、0.3ヘクタール以上。こちらアカマツ林の広葉樹林化でまとまった面的な防除が必要ですので、ある程度まとまった面積ということで0.3ヘクタール以上の施工地としております。

事業に関する事項ですが、⑦番で、一番ここ大事だと思うのですが、広葉樹林への更新が見込まれることということで、ある程度、これまでも広葉樹林が生育しているような状況のところを審査会でもお出ししましたが、そういったところを把握した上で、広葉樹林の更新が見込まれるようなところを、現地の情報を得ながら審査していくということです。

⑧番、こちらは「アカマツの伐採施業指針」。これは健全なアカマツを伐った場合の被害が起こっている地域の留意事項を定めております。そして、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」。これは松くい虫被害木を駆除するために、破碎処理などをして虫を殺すというやり方があるのですが、伐採をするほかに、伐採木が被害材であっても利用するといった際にも、被害拡大にならないような施業をきちんとしているかといったところを、審査の方で見ていくことになっております。

⑨番⑩番は先ほどのナラ林健全化と同じですけれども、アカマツ広葉樹林は⑩番のところで、「松くい虫防除技術専門員が所属する事業体」というのが、1つ、条件として入っております。こちらは県の方で毎年、事業体を対象に、松くい虫防除技術講習会というものを開催しております。松くい虫の適正な時期の伐採、アカマツの適正な伐採、あとは駆除する際の留意事項、こういったところを研修した方々がこの事業に取り組むるといったことになっております。

以上が、アカマツ林広葉樹林化事業の審査基準です。

(森林整備課：伊藤主任主査)

続きまして、13ページから17ページまで、森林環境再生造林につきまして、座って説明をさせていただきます。

まず、事業対象森林でございますが、先ほど概要でも申した通り、まず私有林であることと公益林であること、の私有林については、混交林誘導伐と同様の考えでございます。

あと③としまして、植栽の場合、これも繰り返しになりますが、アとイと2つございまして、アの方は、現状が裸地であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林であること。これは、第4期までやった従来の要件となつてございます。これにイの要件としまして、前生樹が針葉樹の人工林

ということで伐採跡地、更新が困難な伐採跡地を追加するというので、この部分を審査したいと考えてございます。

その下の④でございますが、鳥獣害防止施設等整備は、先ほど申した鹿の食害防止柵や、忌避剤散布と、下刈りについては、当該事業で植栽した森林ということで、あくまでこの県民税事業で植栽を行った箇所について、そういった取り組みを認めるということにさせていただきたいと考えてございます。内容としましては、例えば、国庫補助事業で植栽した箇所の下刈りも県民税事業でできますか、という問いに対しては、やはり植栽が県民税事業ではないので、できないということで考えてございます。

次に、採択基準でございます。こちら概要で申した通り、植栽の場合につきましては、花粉の少ない森林への転換ということで、アからエの樹種ということで考えてございますし、⑦番、植栽本数につきましても、原則、低密度植栽ということで必要最小限の本数としてございます。

⑧番、下刈りの要件でございますが、基本的に人工林の場合は、下刈りを1年生から5年生まで行うのが一般的でございますので、1年生から5年生を要件とさせていただきますが、特にカラマツの樹種につきましては、成長がスギ等に比べても早いということもございまして、原則、1年生から3年生ということとさせていただきます。

ただ、場所等によっては、成長がどうしても遅い場所も、植栽地によってはありますので、そういった場合については、4年生、5年生も現地機関の判断で認める場合もあるということで、考えたいと思います。

「その他」としましては、保安林の場合につきましては、従来、治山事業の対象ということもございまして、こういった事業でできないところということを考えていきたいと思っております。

1ページおめくりいただきまして17ページ、事業内容の必要性整備方針ということでございますが、⑩番として、ア、イ、ウということで、3つほど掲げてございます。

まずは森林の現況ということで、伐採跡地の方に特になるわけですけれども、要するに、人工造林をしなければ本当に更新が図られないかという観点で、周辺の森林の状況、特に天然下種更新とか、種が飛んでくるような状況にあるのかどうかとか、あと現況として伐採跡地の稚樹、若い樹種の生育状況等もきちんと確認をする必要があると考えてございます。

イとしましては、植栽する樹種の本数、これは先ほど低密度植栽と申しましたけれども、一概に植栽箇所といっても例えば標高であるとか、土壌の状況とか、いろいろございます。

そういったところをきちんと踏まえまして、適切な樹種の選定、この樹種であっているかという観点は見ていく必要があると考えてございます。

ウとしましては、これも先ほど申しましたが、植栽に合わせて、鳥獣害の被害が懸念されるような場所については、やはり植えた後に植栽木が食べられてしまうと、食害になると、そういったものでは非常にまずいわけでございますので、きちんとしたそういった食害防止柵等の鳥獣害防止対策が計画されているかという観点も見させていただきたいと思っております。

森林所有者に関する事項は、先ほど説明があったものと同様となっております。

⑫番、補助事業者に関する事項ということで、これも同様に森林整備事業の資格者名簿に登載されている事業体。それで、すみません。こちら1点、追加になります。先ほどの11ページを見させていただきたいのですが、⑩番、資格者名簿の他に「岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業

体)、こちらを事業主体として追加してございました。すみません。記載漏れでございました。あくまでも業者に関する事項のところでは、「資格者名簿に登載されている事業体」と「岩手県意欲と能力の利用形態登録されている事業体」とこの2つの事業体を想定しているということでございます。

すみませんが、追記をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(森林整備課：廣田主任主査)

引き続きまして、被害森林再生の審査基準になります。

19 ページから 21 ページに記載しておりますが、21 ページの別表により説明いたします。

こちら新規事業になりますけれども、対象森林は、公益林であること。そして、私有林であること。これが対象森林となります。

採択基準ですけれども、③にございます。1 施工地の面積は、被害前の本数に対する被害本数の割合を乗じて算出した実損面積が 0.1ha 未満であること。こちらを確認した上で行います。

例えば、被害率 45%の森林であれば、被害区域の面積が 0.1ha だと、実損面積は 0.1×0.45 で、0.045ha。0.1ha 未満でということ、この対象になるということになります。被害区域の実損面積は、被害率によって大きかったり小さかったりするのですが、被害があつて、その実際の面積が 0.1ha 未満であれば、この事業が実施できるということになります。

④番、「森林の更新を促すよう被害木の伐倒処理が適正に計画されていること」ということで、事業内容の中では被害の状況、幹折れ、根返り、傾斜、こういった状況の被害木がきちんと伐倒処理されて、集積されているという計画になっているかどうか確認します。

また、⑤番⑥番ですけれども、アカマツの松くい虫被害やナラ枯れ被害の発生原因とならないような被害木の処理というのが、この気象災害を受けた場合は大事になりますので、アカマツの除去については、「アカマツの伐採施業指針」そして「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」、ナラ類を含む広葉樹の除去については、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」、これらを遵守した計画で、適正な時期、適正な処理方法、伐採木等の処理方法、記入を実施しているかというところを確認してもらいます。

また⑦番は先ほどのアカマツ、ナラ林と一緒にの内容です。所有者の確認。

そして⑧番は、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」または「岩手県意欲と能力の林業経営体」に登録されている事業体であるか、というところを確認していただくということになっております。

続きまして 23 ページの枯死木除去の審査基準です。

こちら 25 ページの一覧表の方で御説明したいと思います。

こちらの事業対象ですけれども、①「対象森林が、森林法第 5 条に定める森林」ということで、これが森林簿の地域森林計画の対象となる森林という意味合いですけれども、ある程度森林としてのまとまりがあつて、こういった森林について公益林というの、ゾーニングされているというような状況になっています。いずれその対象森林であれば、公益林でなくても実施できます。さらに私有林であることというのが対象の条件となります。

採択基準ですけれども、「松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木であること」とあります。

枯死経過木というのは、松くい虫の発生源となります「マツノマダラカミキリ」、そして、ナラ枯れの発生源となります「カシノナガキクイムシ」、これらの虫が、もうすでに感染させて、産卵をし、その中で越冬して、羽化脱出した後、感染させる虫がもういない状態の木で、これを枯死経過木と表現しております。

そのような状態の枯死木だということであれば、この対象としましょうということにしております。

一方、虫が入っていて、まだこれから虫が旅立つという場合は、普通に松くい虫やナラ枯れ被害木の駆除ということになりますので、こちらは、通常の国庫補助事業等を使い駆除処理をしていきます。あくまでもこの事業では、枯死木について、枯れきってしまっただけで年数が経ったものについてやるということです。

条件ですが、「公共施設、道路又は住宅等の周辺」、やはり県民の皆さんが広く生活でお使いになるような場所、こういった保全の対象とするのは、公共施設、道路、住宅等の周辺施設です。この施設で枯死木の倒木により人身被害、または施設の損壊、その可能性が高いもので実施することとしております。

ですので、当然、写真等、位置図等で、その保全の対象とするものから、倒れる可能性がある枯死木までの距離の近さや、傾き具合など、枯れてから年数が経ってそろそろ倒れてきそうだと、そういった被害の状況が分かるようなものを見まして、採択基準とさせていただきます。

⑤につきましても、「森林所有者が住宅等の所有者と異なること」という条件をつけさせてもらおうと思っています。というのは、公共施設、道路であれば、おそらくその施設なり、道路の所有者は、森林所有者ではまずないと思われるのですけれども、住宅ですと、自分の家の裏山の木、それが倒れていきそうだと。自分の管理する山の木で自分の家が壊れそうだと。そういうものには、この県民税は、対象にしないと考えています。他の人のうち、迷惑をかけてしまう。でもなかなか自分の手出しで、その枯死木を除去するのが難しいといった状況もありますので、そういったものに対して、こちらの枯死木除去は対象とするということで、そういった基準をクリアしているものを対象としたいと思っております。

事業内容に関する事項。すみません。番号が間違っていました。

⑥ですね。「人身被害や施設損壊の二次的被害の防止のための計画となっていること」

そういった施設が近いといったところがあるような計画になっていること、隣接した施設に危害を与えないような伐採の計画になっていること、こういったところも審査基準にしたいと考えております。

次が⑤とありましたが失礼しました、⑦です。

こちらは森林所有者の同意に関する事項です。こちらでも同意を確認した上でやると。

それで、⑥とありますが⑧でございます。

こちらの事業対象者はこれまでと同様、「入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力の林業経営体」、こちらに登録されている事業体が補助事業者となります。

また、市町村も事業体になりますが、そういった補助事業者であるかどうか確認するといった基準になっております。

以上になります。

(國崎貴嗣委員長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの御説明の内容につきまして、何か御質問御意見ございますか。

岩田委員、どうぞ。

(岩田智委員)

4 ページの一番下の森林作業道に関する事項なのですが、作業道を使った後の森林作業道の維持管理というのはどのように考えているのでしょうか。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。作業道の維持管理につきましては、実際に施工する前段階におきまして、所有者さんと事業体の方でどのような管理を進めていくかを、あらかじめ決めていただくことにしております。例えば所有者さんが管理するというのであれば、所有者さんの責任で管理していただきますし、事業体の方で管理するというのであれば、事業体の方の責任で管理していただくことにしたいと考えております。

(岩田智委員)

ありがとうございます。

あともう1点、16 ページの⑥ですね。植栽の場合、ですけれども、スギから広葉樹までの優先順位、どのように選択するかということは、何か決まっていることがあるのでしょうか。

(森林整備課：伊藤主任主査)

樹種の優先度というのは、今のところは設けるつもりは考えてございません。後段で申した通り、適地適木という考えで審査を差し上げたいと思っておりますので、例えば植栽する箇所の地形的な条件、標高でありますとか、土壌とか、あとは前生樹として前の樹種は、どういった樹種がきちんと生育していったかどうか、そういった部分も判断をして、植栽木の方は審査をさせていただくということで考えてございます。

(岩田智委員)

ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。

まず野口委員からお願いします。

(野口麻穂子委員)

2点ございます。1点目は、引き続き作業道に関する事なのですが、4 ページの⑬のところ、「施工地に到達するまでの延長が、施工地内の延長を超えていないこと」と書いてありますが、施工

地がかなり小さいのが多いと思うので、施工地内の延長を超えない作業道は、なかなか難しいような気がするのですが、そのあたりはどう考えられているかということと、あと、3ページの路網整備のところでは、作業道についての項目が特に設けられていなかったのは、このままでいいのでしょうかということです。

(林業振興課：鈴木主査)

まず2点目の方からですが、回復事業のアカマツ林、あとは森林環境再生造林、こちらの方にも作業道が付帯することになりますので、同様な考え方で今後記載させていただきたいと考えております。

それから1点目の作業道の延長についての考え方でございますが、例えば、1ヘクタールの場所で、既存の道路から3キロも4キロも離れているような場所に作業道を通して、ここを少しだけやるというのは、作業道の費用対効果も考えますと、適切ではないというところもございまして、まずは最初の段階として、例えば1ヘクタールの森林が奥地にあるのであれば、その中に800メートルの作業道を通すということであれば、到達する距離がそれ以下ということで、ある程度は、実際の作業のために使う道路だということを明確にしたい。その間の、例えば、最初に申した例ですと、3キロも4キロも先ですと、その間の部分についても、十分なメリットが出てしまう。間の森林についても、メリットが出てしまうと。そうではなくて、やはり対象としている山の整備をまずはして欲しいということで、このような基準にさせていただいております。

これは国庫補助事業でも同様な考え方でございますので、まず一旦来年度については、作業道の延長の考え方を、奥地にある場所の作業道についてこの事業で、対策、事業化することにはしましたけれども、ある程度そういった縛りで、面積的な基準と延長の考え方について、この基準でさせていただきたいと考えております。

(野口麻穂子委員)

わかりました。ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

続いて、佐藤重明委員。よろしく申し上げます。

(佐藤重明委員)

4ページの「採択基準」⑤、「対象年齢は、原則として4から12歳級」。これは実際のところ、リアリティがないというか、審査に今回出ているのも、ほぼこれに合わないというかですね。対象年齢は問わない。「地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象年齢として取り扱う」とか、あまりこれにあったものが出てこない。実際のところ、民有林でここ3年から10年の間に、植栽をがらがんしているような人は、ほとんどいないと思います。そろそろこの部分の縛りを外しても良いのではないかと思っているのですが、県の方で考慮しなきゃいけない理由があれば教えてください。以上です。

(林業振興課：鈴木主査)

最低基準の対象齢級のお話でございますけれども、現在は4 齢級から 10 齢級までが原則ということでさせていただいております。近年の傾向を見まして、11 齢級 12 齢級のものも多く申請されるようになって参りました。これは事業から 15 年経過して、その間不手入れだった山が、その分大きくなったということもありますので、来年度以降は、これまで 10 齢級が原則だったのを 12 齢級までということで拡大させていただくとともに、それに合わせて原則以外のものについても、13 齢級以上でもできるようにということで拡大させていただいたというところでございます。

(國崎貴嗣委員長)

他、いかがでしょうか。野口委員、どうぞ。

(野口麻穂子委員)

16 ページの森林環境再生造林の事業対象森林の選定基準のところです。【植栽の場合】③、アの部分ですけれども、「現状が裸地であり、植栽によらなければ遷移の見込みがない森林」と書いてあるのですけれども、現状が裸地って、おそらく想像されているものは、笹が枯れる、蔓が生えたりとかして、高木系のものが育たない状況を想像されていると思うのですが、「裸地」って厳密に言うと植物が生えていない状態の土地ということになってしまうので、ちょっとここは表現を直したほうがいいかもしれないなと思います。例えば、私もこれがぴったりの表現か分かりませんが、「現状は無立木地であって、植栽によらなければ、高木系の樹種による森林が生育する見込みがない土地であること」とか、その辺のところ、検討していただけたら良いかなと思います。

(森林整備課：伊藤主任主査)

ありがとうございます。

確かにですね、案については「現状が裸地であり」ということで、第4期までの植栽の事業もございまして、そちらの方の表現が「現状が裸地等であり」で、「など」という言葉が、この後に入ってしまったのですけれども、今回は伐採跡地の部分が、再造林ということが明確に付いたということで考えたところもありましたので、そこを分けたということがあって、「現状が裸地」という表現にさせていただきます。

ただ確かに「裸地」という表現が、例えばもう植生が全くないようなところをイメージされるのか、あとは今、委員がおっしゃっております笹地であるとか、草地であるとか、要は「森林になるべき樹木がないような状況」というイメージで我々はとらえているのですけれども、こちらの方の表現については今一度、最終的に確定するまでには、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(野口麻穂子委員)

お願いいたします。

(國崎貴嗣委員長)

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、いろいろ出た御意見等を踏まえて、この要綱の整理を進めていただければと思います。

もう 12 時に間もなくなりますので、一応予定としてはですね、議題の 3 というのは、午前中ということだったのですが、とてもそんなことやっていると大変なことになりますので、こちらは午後からという形で回させていただきたいと思いますので、この後のことについて、事務局の方から御説明いただいた方がいいかなと思いますのでよろしくお願いします。

(林業振興課：岩崎主任主査)

それでは、この後、お昼となります。

昼食となりますので、昼食についてご案内をさせていただきたいと思います。

昼食ですが、恐縮ですけれども現在そこ座りいただいている席で、お取りいただくようお願いしたいと思います。係りの者が席までご用意いたしますので、その場で召し上がっていただければと思います。

なお、開始時間ですが、一応、午後 13 時からという予定ではございます。13 時からの開催でよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、会議の再開は 13 時からとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(休憩)

(3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(國崎貴嗣委員長)

それでは、時間になりましたので、午後の部という形で、開始させていただきたいと思います。

議題の 3 ですね、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、事務局より御説明をお願いします。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。それでは、いわて環境の森整備事業の施工地について審査をお願いいたします。

資料は、資料ナンバー 3-1 となります。

失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

本日審査いただくのは、混交林誘導伐が 18 件、ナラ林健全化促進が 1 件となります。

初めに、混交林誘導伐の施工地について御説明させていただき、続けて森林整備課の方からナラ林健全化について説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

いわて環境の森整備事業の審査基準を記載させていただいております。

次に資料 3 ページを御覧ください。本日審査いただく箇所の一覧表でございます。

今回の申請は全部で18件、面積が137.40haとなります。

これにより、令和2年度の累計は、125件、525.61haとなります。

受付番号20-102について、申請地に保安林が含まれておりますが、事前送付した資料には記載が漏れておりました。本日お配りしている資料には、3ページ、17ページに、保安林である旨記載させていただきますので御確認をお願いします。

5ページを御覧ください。施行位置を示した地図となります。

今回申請があった18件の位置を赤丸で、これまでに申請があった箇所を黒丸で示しております。

次に、個別の施工地の調書について説明いたします。

初めに、6、7ページ。受付番号は20-097、盛岡市上飯岡23地割ほか地内の森林です。

樹種はスギ、林齢35から50年生、面積4.85ha。所有者5名です。

下刈り後、放置されていたため、林内は暗く、混み合っており、下層植生が少ない状況です。所有者は木材価格の低迷から経営意欲が低下し、加えて、林業の経験がないことから整備を行うことが期待できない状況です。

所有者に代わって、強度間伐を実施し、広葉樹等の植生の新入生育を促し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に8、9ページ。受付番号は20-098、奥州市水沢黒石町字袖ノ沢地内の森林です。

樹種はスギ、林齢53年生、面積9.47ha、所有者は1名です。

植栽の手入れが行われていないため、下層植生はほとんど見られず、林内は混み合い、雪害木が見られます。所有者は、長期間放置されていた森林を頼まれて購入したものの、生育状況が悪く、経済林としての整備を断念したとのことです。

申請地域の全域が、対象年齢の原則から外れる53年生のスギですが、適切な施業を行った場合の3.7倍の本数と相当混み合っていることから、公益的機能の発揮のため整備を行いたいと考えております。

次に10、11ページ。受付番号は20-099、奥州市前沢古城字上北上野ほかの地内の森林で、樹種はスギ、林齢41から63年生、面積3.79ha、所有者は7名です。

除伐後、手入れが行われていないため、混み合っており、雪害木が見られ、下層植生が少ない状況です。対象年齢の原則から外れる59から63年生のスギ1.01haが含まれておりますが、適切な施業を行った場合の2.4倍の本数となっていることから、一体的に整備を行いたいと考えております。

所有者は小規模所有のため、材価の低迷等により経営意欲が低く、放置していることから、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に12、13ページ。受付番号は20-100、遠野市宮守町下宮守9地割ほか地内の森林で、樹種はスギ、ヒノキ、林齢31から51年生、面積4.61ha、所有者は4名です。

自伐の施業が行われていないため林内は混み合っており、被圧木等が放置されており、下層植生はほとんど見られない状況です。所有者は森林整備の必要性を理解しておりますが、木材価格の低迷により、経営意欲が低下し、放置している状況です。

所有者に代わって強度間伐を実施し、下層植生の豊かな森林へと誘導していきたいと考えております。

次に14、15ページ。受付番号は20-101、遠野市上郷町佐比内31地割ほか地内の森林で、樹種は

スギ、林齢 30 から 50 年生、面積 1.77ha、所有者は 3 名です。

除伐後、施業が行われていないため、下層植生はほとんど見られず、林内が混み合い、被圧木等が見られる状況です。所有者は整備の必要性を理解しておりますが、木材価格の低迷により経営意欲が低下していることに加え、高齢のため自ら作業を行うことが期待できない状況です。

所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 16, 17 ページ。受付番号は 20-102、一関市花泉町日形字沼田地内の森林で、樹種はヒノキ、林齢 16 から 28 年生、面積 14.58ha、所有者は 5 名です。

下刈り後、放置されており、林内は混み合い、被圧木等が見られます。また、下層植生は少ない状況です。一部が土砂流出防備保安林に指定されておりますが、下刈りも長期にわたり整備を行っていないなど、当事業の実施条件に合致しております。

保安林としての機能を回復させるため、強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 18, 19 ページ。受付番号は 20-103、一関市弥栄字茄子沢ほか地内の森林で、樹種はスギ、ヒノキ、林齢 23 から 50 年生、面積 11.02ha、所有者は 11 名です。

除伐後、放置されているため、下層植生が少なく、林内は低率本数が多く、被圧木等が見られます。所有者は、整備の必要性を理解しておりますが、木材価格の低迷から管理意欲が低下している状況です。公益的機能が十分に発揮されるよう、所有者代わって森林整備を実施する必要があると考えております。

次に 20, 21 ページ。受付番号は 20-104、一関市弥栄字内ノ目ほか地内の森林で、樹種はスギ、ヒノキ、林齢 26 から 50 年生、面積 8.17ha、所有者は 2 名です。

除伐後、放置されており、かつ下層植生が少なく、被圧木などが見られます。

所有者は整備の必要性を理解しておりますが、木材価格の低迷から管理意欲が低下し、長期間放置している状況です。高齢のため、自ら作業を行うことは、期待できないことから、所有者に代わって強度間伐を実施したいと考えております。

次に 22, 23 ページ。受付番号は 20-105、釜石市大字釜石第 1 割地内の森林で、樹種はスギ、ヒノキ、林齢 38 から 50 年生、面積 42.90ha、所有者は 1 名です。

植栽後、放置されており、被圧木等が多く見られます。また、下層植生はほとんど見られない状況です。所有者は整備の必要性を理解しておりますが、高齢で遠隔地に居住しているため、保育管理が難しい状況にあります。また、奥地のため、自然林に戻したい立方であり、景観的な多様性を維持、向上させていくため、所有者に代わって整備を実施したいと考えております。

次に 24, 25 ページ。受付番号 20-106、釜石市大字平田第 9 地割地内の森林で、樹種はスギ、林齢 18 から 60 年生、面積 2.16ha、所有者は 3 名です。

林内は下刈り後、手入れが行われていないため、混み合っており、被圧木等が見られ、下層植生がほとんど見られない状況です。

対象齢級の原則から外れる 60 年生のスギ 0.70ha が含まれておりますが、適切な施業を行った場合の 3.4 倍の本数となっていることから、一体的に整備を行いたいと考えております。所有者は、木材価格の低迷から、経営意欲が低下し放置していることから、公益的機能の発揮のため、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へ誘導していきたいと考えております。

次に 26, 27 ページ。受付番号は 20-107、大槌町小槌第 20 割地内の森林で、樹種はスギ、アカマツ、林齢 43 年生、面積 16.75ha、所有者は 1 名です。

除伐後、手入れを行っていないため、林内は混み合い、被圧木等が見られます。下層植生はスギ林では、ほとんど見られない状況です。所有者は山林からの収入が見込めないため、経営意欲が低下し、放置していることから、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 28, 29 ページ。受付番号は 20-108、宮古市重茂第 8 割地内の森林です。

樹種はスギ、アカマツ、林齢 42 から 48 年生、面積 2.24ha、所有者は 5 名です。

下刈り後、手入れが行われていないため、被圧木等が見られるほか、倒木が放置されています。所有者は拡大造林で植栽しましたが、木材価格の低迷により、経営意欲が低下していることから、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 30, 31 ページ。受付番号は 20-109、宮古市千徳第 24 地割地内の森林で、樹種はスギ、林齢 35 から 47 年生、面積 2.34ha、所有者は 1 名です。

下刈り後、手入れが行われていないため、被圧木等が見られるほか、倒木が放置されています。所有者は、遠隔地に居住する高齢者で、経済的な理由などから長期間放置していましたが、地元に住む親戚に勧められ申請へと至ったものと伺っております。

公益的機能が発揮されるよう、所有者に代わって健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 32, 33 ページ。受付番号は 20-110、山田町船越第 20 割ほか地内の森林で、樹種はスギ、アカマツ、林齢 48 から 49 年生、面積 1.14ha、所有者は 6 名です。

下刈り後、手入れが行われていないため、被圧木等が見られるほか、倒木が放置されております。下層植生はスギ林では、ほとんど見られない状況です。所有者は、豊かな海を育むため、森林が重要であると考え整備を行ってききましたが、本業が多忙なことから関心が薄れ、長期にわたって放置している状況です。

所有者に代わって強度間伐を実施し、下層植生の豊かな森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 34, 35 ページ。受付番号は 20-111、岩泉町釜津田字八重沢地内の森林で、樹種はスギ、カラマツ、林齢 20 から 49 年生、面積 1.52ha、所有者は 2 名です。

下刈りまでの実施のため、下層植生は少なく、林内に被圧木等が見られます。

所有者は、簡易な作業を自ら行って参りましたが、高齢となり作業ができず放置している状況です。公益的機能が発揮されるよう、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 36, 37 ページ、受付番号は 20-112、大船渡市日頃市町字上板用ほか地内の森林で、樹種はスギ、林齢 44 から 49 年生、面積 2.95ha、所有者は 2 名です。

下刈り後、長期にわたり放置されており、下層植生が全く見られず、生育不良木等が見られます。所有者は必要性を感じながらも、経済的な理由から整備ができずに放置していることから、所有者に代わって強度間伐を実施したいと考えております。

次に 38, 39 ページ。受付番号は 20-113、久慈市宇部町第 24 地割ほか地内の森林で、樹種はスギ、

年齢 37 から 49 年生、面積 1.10ha、所有者は 3 名です。

下刈り後、施業を実施していないことから混み合っており、気圧木や雪害木が見られます。

所有者は高齢で、体力的に自ら作業できないことに加え、経済的に余裕がないことから、放置している状況です。

所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと誘導していきたいと考えております。

次に 40, 41 ページ。受付番号は 20-114、洋野町種市第 44 地割ほか地内の森林で、樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、林齢 17 から 50 年生、面積 6.04ha、所有者は 5 名です。

除伐後、施業を実施していないことから混み合っており、被圧木等も見られます。

所有者は木材価格の低迷から経営意欲が低下し、放置していることから、公益的機能の発揮のため、所有者に代わって強度間伐を実施し、健全な森林へと流動していきたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただき、引き続き森林整備課から説明させていただきます。

(森林整備課：廣田主任主査)

続きまして、42 ページ、43 ページ、ナラ林健全化促進事業につきまして、御説明いたします。

こちらの施業地は、事業主体、上山林業有限会社さんが実施いたします。

所在地、岩泉町下有芸字下有芸地内で行います。面積 3.93ha の、更新の伐採になります。

森林の現況は、ナラ類を含む林齢 52 から 77 年生の広葉樹の天然林でございます。

森林整備の必要性ですけれども、当該施工地でありますこの下有芸の地区は、現時点でナラ枯れ被害は確認されておりませんが、この下の図面でございます、ナラ枯れ被害状況の地図です。被害地、濃いピンク色の部分ですけれども、そのナラ枯れ被害が確認されている一番近いところから約 9 キロ離れた場所が施工地となっております。

このため被害拡大を未然に防ぐために、当地にありますナラ等を伐採利用いたしまして、萌芽更新による若返りを図る必要があるといったところで、ナラ林の所有者の方も、被害侵入前の更新を希望しておられるというところです。

ちなみにこちらの伐採した材につきましては、新北菱林産株式会社の岩泉工場の方へ持っていきまして、破碎処理をする、チップ化するというふうに聞いております。

現地の状況ですけれども、43 ページの写真でございますような、かなり太いものも入っているナラ林となっております。

以上がナラ林健全化事業の施工地になります。終わります。

(國崎貴嗣委員長)

はい、ありがとうございました。

混交林誘導伐が 18 件、それからナラ林健全化 1 件という形で、今御説明いただきましたけども、何か御質問御意見ございましたら。

はい、岩田委員。

(岩田智委員)

連番の 009 の受付番号 20-105、釜石の事業ですけれども、申請者が花巻市森林組合になっており

まして、普通は地元の森林組合が申請をしているのですが、何で花巻市森林組合が申請しているのかなと疑問に思いました。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。こちらの施工地の所有者が花巻市にお住まいの方で、そちらの方にも山をお持ちで、花巻市森林組合さんと非常にお付き合いが濃いということで、花巻市森林組合さんの方から申請が上がってきているもので、もちろん釜石市森林組合さんにもその旨は伝えてあるということでもあります。

(岩田智委員)

わかりました。

(國崎貴嗣委員長)

時々こういうふうなこともあります。

(岩田智委員)

はい。

(國崎貴嗣委員長)

他はいかがでしょうか。

今、質問あったこの施工地ですが、面積も大きいですし、あと気になるのが、ここは鹿とかの食害とかは大丈夫なのかと。これだけ大面積でやっても、結局、下層植生が入ってこないっていうような状況になると、それはそれでちょっと気がかりなので、その辺り、大丈夫だから上がってきていると思うのですが、何か補足があればお願いしたいと思います。

(林業振興課：鈴木主査)

振興局の方から。

(沿岸広域振興局農林部：中村上席林業普及指導員)

沿岸局の中村でございます。

この施工地は半島のところにありまして、御覧の通りで、写真は少し明るく映っておりますけれども、本当に真っ暗なところが延々とあるような場所です。傾斜もきついということで、なかなか手が出せない場所で、この場所に行きますと、本数も標準の3倍ぐらい入っています。

それで、鹿の被害の方ですけれども、釜石の南側ほどは、激害というか、生息数がない場所です。今のところはそういった下層植生もない場所なので、生息数もこちらのエリアは実は限られているというか、さほど多くないのですけれども、ただやはり今後ここが空いてきて、鹿にとって生息環境が良くなる可能性は確かにあると思います。

それで、その対策としては、頭数調整とか、そういったところの強化を進めてやっていく必要はあるかなと、今御指摘されたと思っておりますので、受けとめてやっていきたいと思っております。

(國崎貴嗣委員長)

はい、よろしく願いいたします。

何か他にございますか。はい、野口委員。

(野口麻穂子委員)

同じく、今の釜石の案件で23ページですね。

こちら、公益林区分が珍しく③の「自然林に戻すことによって、景観的な多様性維持・向上を図るべき森林」となっていて、1つさっきの御説明の中でも、所有者さんのご意向があったと思うのですが、割と珍しいケースだなと思って、その辺りの経緯とか、ちょっとお伺いできれば。

(林業振興課：鈴木主査)

こちらの施工地、御覧いただくように半島の先端部分に近いところにあるということで、通常の事業ですと、下流域に、農地ですとか、集落があったりして、そこに対する効果のために広域的に発揮するというのを大きな目的にしておりますが、ここですと、下流域に何も無い状況ですので、自然林に戻して、より景観的な多様性を発揮させていくという意味合いで、通常のものとは違う目的にして。通常ですと「水源地域等の上流域の森林」ということで、先ほども申し上げた通り保全対象というものがあるのですけれども、ここは保全対象があまりないということで、そういったことも踏まえて、天然林に近い自然林に戻していくということを、施業の目的にさせていただいたものでございます。

(野口麻穂子委員)

そのほかについては、やはり先ほども言っていたように、所有者さんの方も納得していただいた上で、設定されているって感じですかね。

(沿岸広域振興局農林部：中村上席林業普及指導員)

補足になるかと思いますが、この地図が小さいですけど見ていただけますか。この施工地の下の海側のところが1列空いているかと思いますが、ここら辺全部、魚つき保安林になっています。魚つき保安林の上部の部分になります。

この辺の湾内、結構、震災後、漁業等をしておりまして、定置網とワカメとあるのですけども、そういうところに対してもやっぱり、魚つきだけではなくて、その漁業をするところもも含めて、保全が必要だろうけども、なかなかそれができないので、これを何とか活かさないかっていうのが、所有者の真意ということでございます。

魚つきには、海岸のところはありますけども、そこに流れ込んでいく水とか、そういう環境については、その漁業一連の地域材の影響は当然あるだろうという趣旨でございます。

(野口麻穂子委員)

分かりました。沿岸部の方の色々な事情とか、大変参考になりました。ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、混交林誘導伐が 18 施行地、ナラ林健全化が 1 施工地、合わせて 19 施工地について、委員会として承認するというところでよろしいでしょうか。まだありますか。

(野口麻穂子委員)

最後のナラ林健全化の件ですけれども、一番、林齢の高いところは 77 年ということで、だいた木のサイズが多くなっているかと思ひまして。このナラの場合は、木のサイズが大きくなってしまわずと萌芽しにくく、どうしてもなってきましたので、ちょっと大きい木だけで構成されている林分だと、更新が心配だなと思うところがあるのですが、その辺はいかがでしょう。

写真でみると、結構サイズのバラつきがあるようで、大丈夫かなと思うのですが。

(森林整備課：廣田主任主査)

ありがとうございました。

確かに太いものが多いように感じますけれども、こちらのすぐそばというわけではないですけれども、他にもナラ林健全化で実施している施工地もございまして、過去の実績からすると、大きいものでも、小さいものも入ってはいるので、萌芽はきちんとしているような状況でしたので、こちらも経過は見つつですけれども、更新はされていくのではないかと考えております。

(野口麻穂子委員)

わかりました。ありがとうございます。すみません。

(國崎貴嗣委員長)

よろしいですか。

(野口麻穂子委員)

はい。

(國崎貴嗣委員長)

では、19 施工地について、委員会として承認することよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは委員会として承認いたします。

(4) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について

(國崎貴嗣委員長)

はい。それでは続いてですね、議題の 4 ですね。

県民参加の森林づくり促進事業の企画審査。審査というか、意見とか質問というようなところがメインになるかと思いますが、こちらに移りたいと思います。

今回、全部合わせて28件申請がございますので、事業区分を目安に、4つないし5つずつ説明いただき、その都度御質問とか御意見をいただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは最初に、森林整備1番から4番までの説明をお願いしたいと思います。

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。では1番から説明して参ります。

審査番号1の団体名「一般社団法人東北地域環境計画研究会」のイヌワシの森整備事業でございます。

事業の目的、内容欄にありますように、イヌワシ等猛禽類の生息環境整備、或いは、久慈市に令和元年度に伐採した間伐材を利用して、ノウサギ等の繁殖促進にかかるイヌワシの生息環境の改善を進めることによりまして、森林環境の保全を図ろうとするものです。取り組みの内容は、昨年度と同様になっておりますが、間伐材を活用しているところ、或いはイヌワシの繁殖が進めば、森林環境の保全に繋がるという点が、よいと考えております。事業費は、補助対象額の欄でございます。R2年度が25万6千円余だったものが、18万2千円余ということになっております。こちらについては、昨年度計上していた巣箱製作ですが、コロナで見送った経緯もありまして、来年度も実施しないという方針で、事業費が減額となったものでございます。以上でございます。

続きまして、審査番号2に進みます。審査番号2の団体名「間伐ボランティアいわて」のボランティアによる人工林の間伐を行う森林整備活動でございます。事業の目的、内容欄でございますが、対象林を調査しまして間伐を行う木の選定、間伐の整備活動などを行う取り組みとなっております。取り組み内容は、昨年度と同様のものになっておりますが、前回の間伐から11年経過し、樹冠を形成している状況にあるものを対象として、継続的に取り組むというような内容になっております。事業費は、補助対象額のところでございます。施業を行う道具類を更新するため、20万円弱というふうになってございます。

続きまして、審査番号3、団体名「森守の盛」の森林整備事業2021でございます。

事業の目的、内容欄でございますが、県民を対象に、下草刈り、朽木・倒木の整理、除間伐作業を「森守の集い」として実施するほか、森林学習会として、危険箇所の事前把握、植生・生態系等の学習、巣箱製作・設置を行う内容となっております。森林整備や対象林を調査しまして、間伐を行う木の選定や間伐の整備活動などを行う取り組みとなっております。取り組み内容が、昨年度とほぼ同様になっておりますが、町内で広報誌の掲載による町民参加、県内大学生ネットワークを活かした声掛け、実績のSNSの投稿など、参加者が青年から壮年と多い点が評価できると考えております。事業費は企画概要書の補助対象額の欄でございますが、資材に更新がなかったことから2万円ほど減になっております。

次に、審査番号4でございます。団体名「生母生産森林組合」のボランティア等による、下草刈り、忌避剤散布等の森林整備活動でございます。事業の目的、内容欄ですが、いわて生協のコープの森における地域住民等による下草刈り等を行う内容となっております。取り組み内容は、昨年度と同様ということになっておりますが、地域住民が主体となりつつも、ボランティアの参加を促しているという点でも新聞記事とかにもなっております。看板を設置し、県民税を周知するという取り組みを行っております。事業費は、補助対象額のところでございますが、同じく整備を行う道具類の更新がないため、

4万円ほど減になっております。1番から4番までは、以上の内容でございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい。ありがとうございます。

どうでしょうか。1つ1つ見ていきますか。それとも、随時御質問御意見いただいた方がよろしいですか。

随時いただくという形で。まず、今御説明いただいた、1番から4番までについて、いろいろ御質問、御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。佐藤委員どうぞ。

(佐藤重昭委員)

はい。採択は、もう結構されているところばかりですけど。

気になったところは1番と2番に関してです。やはり自主性の部分の、地域の巻き込みの部分がちょっと。仕組みですね。イヌワシに関しては、特に毎回思うんですけど、もう少し何か。他の2つはちゃんとありますから、採択もすでに何回もして、OKを出してはいるんですけど、もう少し、そのように出してもらいたいと思っています。

逆にこれ前向きな意見ですけど、植物性のものをなるべく使いなさいと書いてあるじゃないですか。今回全部見てみて、なかなか今まで書いているところはなかった。結構、きちっと書いてあったので、それは非常にすばらしいというか、環境に良いオイルを扱ってというのがあったので、これは非常に良いと思います。今後、その辺も指導してもいいのかなと思います。植物性チェーンオイルというのが後から出てきますけれど、一応そこに条件が1つあって、ぜひ、御指導いただければと思います。以上です。

(國崎貴嗣委員長)

他、いかがでしょうか。岩田委員、どうぞ。

(岩田智委員)

全体に共通することですけども、保険勧誘というのは別に義務づけされていないと思うんですけども、保証額の高い方が死亡3000万円、4番の生母生産森林組合なんかはですね、死亡230万円。これ、すごい差があるんですけども、この点、事務局はどういうふうを考えているのでしょうか。

(林業振興課：村上主任主査)

例えば県の委託事業であれば、県が実施する事業を、県が実施するスキルがないので、特殊な団体に委託するというので、それについては、県の責任になってくるということなので、保険についても、相当の基準があるといった形になっています。ただ、これについては補助事業ということで、県がいいと思うものを支援する、計画誘導するというような形になっておりますので、法的には実際に保険に入るといった義務はないものです。ただ、そうしたものであっても、実際、チェーンソーとかそういったものを使うというようなことがありまして、危険性があるということをお考えして、保険には入ってくださいというようなことで、所要しているというようなことがあります。仮に事故があった

時に、損害賠償とかそういった責任はどうなるのかという点につきましては、法的な責任というところは、県が負う義務は法的にはないものなのですが、ただ、道義的に、本当に責任はなかったのかというところを問われると、マスコミ向けとかですね、道義的な責任はないかと問われるであろうというところもありますので、そういった意味でもですね、保険に入って欲しいということで、お願いをしているところでございます。

なので、結論から申し上げますと、一時的には、何か事故があった場合は、団体の責任にはなってしまうというところですが、県の事業として実施しているという側面がありますので、こういった形で、保険には入ってくださいというルールにしていることとなります。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員、何か。はい、どうぞ。

(若生和江委員)

今、県の方から御説明があった通りだと思うのですが、何をするか、活動内容の中身によって、適用する保険の内容が違うっていう部分が大きくて、例えばこの4番のイロハモミジのところは、私もこの活動に参加したことがあるのですが、参加者はチェーンソーを使うとかではなくて、鎌とかで下草刈りをするという施業なので、木を伐るところに立ち会うわけでもなかったりするので、その危険度とかそういうことでどんな保険の中身入るかっていうので、その保証額っていうものが違うっていうことになっていると思います。段階で何をすることが違って、それによって、この保険の名称も、補償の内容も違っていると思っていましたので、その辺もあるのではないかと思います。

(岩田智委員)

わかりました。ただ、余りにも違うものですから、結果的にこの中で亡くなった場合、片や 3000 万円の保証、片や 230 万円の保証だと、これはどういうことかなというのが、私の正直な感想ですね。

(國崎貴嗣委員長)

橋浦委員、どうぞ。はい。

(橋浦栄一委員)

ボランティアをやったときに保険をかけるのですね。鎌等は、ボランティア保険で賄えるのですね。レジャー保険とかという形でできるのですが、チェーンソー等を使った場合には、普通の傷害保険になります。なので、生命保険料とかそういうふうな保険料の方に、高くなるような形になります。分かっていただけでしたか。種類が全く違うものになります。

(國崎貴嗣委員長)

過去にも保険のことについてはたびたび意見が出て、確かにきつと何か統一してっていうことも大事だと思うのですが、今御説明あったようにいろいろその内容も違いますし、あとそれぞれの団体

さんでしっかり考えてという形で、適切なものを選んで加入するよという形でやっていたいところ。特に今御意見伺っている1番から4番のところは、過去の実績等もございまして、その辺りいろいろと考えて保険を選ばれていると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら1番から4番につきましては、御意見などを踏まえつつ、事務局の方で上手く進めていただければと思います。

それでは、続いて森林整備の5番から9番ですね。そちらの方の説明をよろしく申し上げます。

(林業振興課：村上主任主査)

審査番号5の団体名「いちのせき薪の会」のボランティアによる間伐、除伐、刈払い等の森林整備活動でございます。事業の目的、内容ですが、長期間放置状態におかれ、手が付けられないままの森林の間伐等を行いまして、里山の環境保全を目的としたものでございます。取り組み内容は昨年度とほぼ同様になっておりますが、チェーンソー取扱講習会に加えて、チェーンソー取扱のステップアップ講座を設けているというようところが、丁寧な取組と考えておりまして、集まりを増やしたり、SNSで発信したりと取り組んでいる点を評価点と考えております。一方、会報にも挙げてございまして、一部役員の負担が大きいとか、それについても苦労があるというようでございます。事業費は補助対象額ですが、整備を行う道具類の更新がないため6万円弱減となっております。

次に、審査番号6、団体名「NPO法人遠野エコネット」による森林ボランティア育成事業でございます。こちらは申請区分が「森林を学び活かす活動」として、森林整備で申請されていますが、区分としては、どちらかという人材育成の方が適切かと思いたしましたので、申し訳ございませんが、変更させていただければと存じます。

事業目的と内容ですが、森林ボランティア希望者を対象に養成講座と間伐材を利用した薪づくり、県民や小学生、或いは高校生までを対象とした間伐と材の搬出、薪割等の山仕事体験会等による間伐の推進などを目的としているところでございます。

取組内容は、昨年度とほぼ同様になっていますが、山仕事、薪づくりなど、バラエティのある取り組みを実施していることや、小学生等に会が制作したポスターやチラシなどを配布しており、取り交わす裾が多いというところを評価しております。事業費は昨年度と同額の申請額となっております。

続きまして、審査番号7の団体名「森を考える会」による、楽しい森林・林業体験事業でございます。事業の目的、内容ですが、下刈り、間伐、枝打ち体験、森林環境学習、作業道開設の研修と植菌体験となっております。

取組内容は、森林が持つ力など、障害者を含めて森林環境学習を行う点が、特徴的というふうと考えております。

続きまして、審査番号8、新規でございます。

「岩泉まつたけ事業協同組合」による、岩泉まつたけ山づくり協力隊事業でございます。

こちらの事業の目的、内容でございますが、過疎化によって手入れが不十分になったマツ山を除間伐や林床整理を行いまして、マツタケ山の整備を行うものです。こちらは、次のページの企画書の3

にあります。マツタケの発生環境を整えるということによりまして、森林整備活動や森林資源に関心を持ってもらうということをねらったものになります。

こちらは、事業費としては、96万円余となっています。

経費としては、県民参加の取組を開始するもので、需用費も計上しています。

7ページですが、この団体は、岩泉に住む住民たちが組合を作って、マツタケ山の整備、倒木除去や、落葉、枝の除去などを実施してきました。

山にきっかけを持ってもらう機会を創出して、マツタケの整備に参加してもらうということ、或いはボランティアを含めて活動を展開しようという試みとなっております。

こちらにつきましては事務局から気になる点ということで、需用費のところですけども、トランシーバー、或いは剪定鋏なども計上しているというようなどころがありまして、その点も含めて、いろいろ御意見を賜れればと思っております。

あと、後ろにつけておりますチラシですけども、県民税の活用の字が小さいので少し大きくしてもらいたいなど、そういった点なども、採択されればですが、話をしていきたいと思っております。

次にご審査番号9、団体名「くじ☆ラボ」による平庭高原ガーデニング『日本一の白樺美林』魅力アップ事業でございます。

事業の目的、内容ですが、久慈市の平庭高原の白樺林の保全と魅力向上を図るため、下草刈り、倒木処理を行いまして、地域の方々や小学生と共に、白樺やレンゲツツジを植樹することや、フォレストボードの整備を行う内容です。

事業費は昨年度と同様で、内容も同内容となっております。白樺林の再生というのが、日報にも大きく載りまして、注目されているということでありまして、地域の住民や市と連携して取り組んでいるということが評価できるというふうに考えています。説明は以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい、ありがとうございます。

5番から9番ということで、8番の岩泉のところは新規の申請で、それ以外の団体さんについては、もう過去何度か事業を実施してきているという、そういうところでございますが、御質問御意見、よろしく願いいたします。

はい。岩田委員。

(岩田智委員)

8番の新規の岩泉まつたけ事業協同組合の事業ですけども、これは収益事業、事前準備みたいな感じがするのですけれども、この点、何か説明がありますでしょうか。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

収益が見込めると確実に言えるわけでもございませんし、環境整備を行って出るのに数年かかると思っております。また、出ないところもありますので収益事業とは考えておりません。

(國崎貴嗣委員長)

どうですか。

(林業振興課：村上主任主査)

本事業に関しては、あくまでもマツタケ山の整備を行うということで、こういった取り組みに関心を持ってもらって、人を集めて、山を盛り上げていく趣旨ですので、収益事業とは異なると思います。

結果、そこでできたマツタケを売るということではないですよ。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

売ることは考えておりません。

出ても、多分少しだと思いますので、その際はボランティアに来た人たちで、少しずつ分けていくことがまずは妥当なのかなと。成果が出るまで数年かかると思いますので、5カ年の事業に応募しておりますけども、そんな感じになるかと思います。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員どうぞ。

(若生和江委員)

ただいまの8番の事業に関してなんですけれども、ここは初めての申請なので、自分たちができなくて作業を頼む部分と、参加者を募る部分というもののイメージが、なかなかまだ付けづらいのかなと思うのですが、参加を求めている人たちが、どの事業に何人くらい参加するのかというのが、この資料を見てあまりよく分からなかったもので、そのあたりのところ、ぜひ実施内容のところ、何をするのか、だいたい何人くらい予定しているのか、その呼びかけをどうするという作業を、具体的に聞いてもらおうと、山を整備して、皆がここに足を向けるようになるのか、効果が見えるのかなと思います。また、次のページの支出の部のところの備品購入で、GPSが4回になっているのですが、この整備のところ、GPSというものがどのように必要性があるのか、というところを教えてください。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

では、振興局から私がお話いたします。

GPSは、マツタケの出た本数や位置を一応記録しまして、自分たちの活動成果を記憶していくために使いたいと考えております。

(若生和江委員)

GPSは持って歩いて、数値を測るのではなくて、固定して使うものなのですか。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

そうです。4人、5人ぐらい1班で歩いて、キノコを見つけたらポチッと押すと、その位置が記録される形なので、山に行ってどこで出たかが分かる。40町歩くらいあるのですが、その中で、どこで出たかっていうのが、記録できるということなので、4班で活動しますので、4台必要かなというところをお願いしております。

(若生和江委員)

そうすると、さっきお話に出たトランシーバーも多分、セットでGPSとトランシーバーと持っていて、情報交換のために必要というイメージですね。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

あとトランシーバーの方は、クマがいたりしますので、安全確認や緊急の場合に、山の中で携帯電話が届かない可能性もありますので、その場合トランシーバーは非常に便利なので、こちらは是非とも安全管理の面からお願いしたいと思っております。

(若生和江委員)

わかりました。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがですか。はい、佐藤委員。

(佐藤重昭委員)

9番も採択4回ですけど、これも日報に出ている、白樺が大体80年くらいで枯れるので、こうやって頑張って植えてもらっているのですが、ちょっと専門的な話なので、國崎先生か、或いは野口さんに伺いたいのですが、この白樺の活着率は、どの程度ですか。なかなか難しそう、デリケートなところが感じられるのでしょうか。また、全体通して、この今の4つの中ですけど、結構皆さん気を使っていただいて、作業現場にのぼりをつけてもらったり、横断幕をつけてもらったり、県民税をPRしているわけですけど、県の方で用意してあげた方がいいかなと。というのは、その都度その皆さんに、採択された予算というか、その中で、各々作られているとすると、大きさの差があったりして、統一した方が良いと思っています。それを、県の方でもう事前に作ってあげてから動いた方が、どうかというこの2点でございます。よろしく申し上げます。

(國崎貴嗣委員長)

では、2つ目の方から先に、事務局の方から御意見をいただければ。

(林業振興課：鈴木主査)

のぼりにつきましては、県の方でお配りさせていただいております。中には、自分たちの名前をのぼりに入れたいということで、同じデザインで、自分たちで作られている方もいらっしゃるの

で、ある程度県の方で、用意して配らせていただいているところでございます。

(國崎貴嗣委員長)

1つ目、どうしましょう。野口さんご存知でしたら、白樺の部分。

(野口麻穂子委員)

私も現場の状況や、どういった苗を、どうやって植えているのか、分からないので、活着の可能性については、ここでどうかということは、なかなか申し上げがたいのですけれども、白樺自体は、北海道などでは、もう人工造林のベースに載っている樹種なので、技術的にできないことはないと思います。ただ、岩手県の中であとこの地域で、どこまで技術的な指導をしているかは、別の問題だと思います。

(國崎貴嗣委員長)

はい。鈴木さん、どうぞ。

(林業振興課：鈴木主査)

振興局の方で、今年植えた状況を把握しておりますか。

(田澤県北広域振興局技師)

県北林務部の田澤です。

今年度、植栽した状況を確認してはいたのですが、幸いなことに平庭高原は、鹿等の生息は、それほど多い場所ではないので、比較的、植えた苗木も順調に活着しておりましたし、何にしても、膝丈より大きいような苗ばかりでしたので、植えた時から非常に成長も良いと言いますか、活着状況の良い状況になっています。食害等そういったものがなければ、順調に育っていくと考えております。

(林業振興課：高橋総括課長)

補足ですけれども、久慈市山形町ということで、この取り組みに、林業技術センターや森林総研が、メンバーに入った技術の支援委員会みたいな検討委員会というもの作っていて、市が中心になって、そういった運営をしていると伺っています。そういったところの支援も受けながら、任意団体とはありますけれども、当市の非常に近いところでやっている団体ということで、実績的な支援が受けられるような状況であるということです。

(國崎貴嗣委員長)

はい。ありがとうございます。そうしましたら他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(林業振興課：高橋総括課長)

事務局からで申し訳ないですが、8番の先ほどの新規のもの、GPSの使い方のところで御質問があって、我々も事務局内で振興局とも、もう少し連絡を取れば良かったのですが、伺いたいと思い

ます。まだこれから整備をする段階と聞いていて、まだ出来ている状態ではないですけども、GPS 4台32万円は、この事業400万という中では、結構な額を占めているということで、何年かやって生えてきたときに、必要になるようなものなのかなというような気がします。チラシの方を見ると、まずは整備をしていきたいと思います、20人集めましょう、というような事業に見受けられますけれども、初年度の必要性というのはどんなものでしょうか。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

整備した後に出るってということもあるのですけれども、ある程度、もしかすれば、孢子が飛んできて、初年度から出てくる可能性もあるというところで、初年度から記録していく必要もあろうかと。というのは、先に出ているところがあって、そこから波及して行って、菌が増えて、マツタケが広がっていくということも考えられますので、早めの導入をお願いできればと思って、GPSは、そういうことから導入していきたい考えでございます。

(林業振興課：高橋総括課長)

最初の説明にあります剪定鋏が24本というようなことがありましたけれども、こちらの使い道というのは、林内で使うというイメージでしょうか。

(岩泉林務出張所：須藤上席林業普及指導員)

剪定鋏ですけども、こちら、本来は鉋を使いたいところですけども、鉋は素人が使いますと、足を切るなど、非常に危険になりますので、1cmくらいの枝状でしたら剪定鋏で伐るのが一番安全で、ボランティアの方が、素人でも使いやすいということで、剪定鋏を購入させていただきました、枝材とか細い蔦だとかの整理を行っていききたいというものでございます。

(林業振興課：高橋総括課長)

新規の事業だったものですから、委員の皆様からも御意見があったようですので、急いで決めてしまっていていかどうか、確認をさせていただきました。ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

私もその8番は基本的にその環境整備をその地域の方と一緒にやるということ自体は良いと思います。マツタケは、万が一たくさん出たときに、それをそういうボランティアの方々と分け合うってというようなことであれば良いですが、それがもしもその販売になっていたときには、やっぱり特定のものの利益となるというようなものは、対象外になるというようなところに抵触しかねないのではないかとこのところがあるので、仮に出た場合どうするのか、きちんと整理していただいて、その辺がうやむやでいつの間にか、例えば、利益になるようなものになってしまわないように、気をつけていきたいというところ。

それから、高橋さんの方からの質問で確認されていましたが、やはり、最初からあまりそのたくさん出るってというのは、ないということであれば、確かにGPSが最初から4台もいるのだろうか。ある程度の位置というのを、地図に落としながら、いきなり4台ではなくてもいいのかと確かに

思うところはあるので、そのあたりについては、事務局といたしますか、県の方々の方のお考えで、最後、決めていただいて構いませんので、そのあたりきちんと整理した上で、事業の実施というところにつなげていただきたいというところで、意見を追加させていただきました。

ということで、時間もだいぶ押しておりますので、次にいきたいと思えます。

続いて、人材育成のところ 10 番から 13 番、こちらの説明をお願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

審査番号の 10 から説明いたします。

審査番号 10 の団体名「NPO 法人 紫波みらい研究所」による、紫波みらい研究所里山づくりプロジェクトです。

事業の目的、内容ですが、里山づくりの担い手育成事業として、選木、伐採の仕方やチェンソーの使い方、メンテナンス等の市民づくり基礎知識の講座を実施することや、環境学習会として、小学生と保護者を対象にした学習会を開催しています。

担い手講座 1 年以上の受講生を対象に、スキルアップ講座を行い、森林整備の技術向上の取り組みを続けている点や、ブログ、広報等を通じて、事業の認知度向上に努めている点を評価しております。

事業費につきましては、補助対象額の部分ですが、昨年度とほぼ同様であります、2,826 円ほど減額となっております。

続きまして、審査番号 11 の団体名「NPO 法人 いわて森林再生研究会」による森のチェンソー講座でございます。

事業の目的、内容ですが、森林再生を目的とした森林づくりの基礎知識と、安全な作業を行うための 20 回の講座を開催し、人材育成を図るものでございます。

事業費につきましては 100 万円で、取組内容は昨年度と同様になっております。

研修の中で、掛り木処理や造材の現場研修を行っていることと、あとはブログなどで活動を発信しているという点も評価してございます。

審査番号 12 の団体名「砂鉄川水源の森を守る会」の森林の手入れを行う森林ボランティア育成でございます。

事業目的及び内容ですが、県民・市民を対象に参加者を募りまして、森林の生態系などを作業の中で学びながら、チェンソーや刈払い機の技術講習、ワークショップ、木工作、キノコの植菌体験、間伐、除伐、刈払いなどを実施して参ります。

森林と人の絆を結ぶというコンセプト、或いは、幅広い取り組みを実施しているという点が、特徴的というふうに考えております。

事業費につきましては、使用料のところ、リース料、会場使用料等が増になりまして、99 万 3 千円余というような形になってございます。

続きまして、審査番号 13 の団体名「一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構」による釜石市・一戸町における山守育成プロジェクトでございます。

今年度は一戸町で事業を展開していましたが、来年度は、釜石地域でも森林整備の必要性があるという認識が出てきていることを踏まえまして、釜石市も展開する計画となっております。

事業費につきましては、補助対象額でございますが、昨年度とほぼ同額になっておりますが、エリ

アを増やして取り組みを行うという点を評価しております。人材育成については以上となっております。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。

10番から13番、4つの人材育成からの申請でございますが、御質問御意見ありましたらよろしくお願いたします。佐藤貴美子委員。

(佐藤貴美子委員)

審査番号12番の砂鉄川水源の森を守る会。こちらの8ページの使用料及び賃借料の一番下で、1ヶ月リース搬入込み、14万7,290円というものが盛り込まれていますけども、これの使用用途をお分かりであれば教えていただきたいと思えます。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

一関の佐藤です。

これにつきまして、事務局の方に確認しましたところ、どうしても最初に作業道を通して道路を作った上で、それを1ヶ月、集中して作業道を作って、そのあと、木を伐ったり、運び出したりすると、リースで借りた方が安くなると、そういう話を聞いております。

レンタルで何回も、その作業の都度、借りると逆に割高になるということを確認しております。

(佐藤貴美子委員)

費用面は、分かるのですが、元々そういう資格を持った方が作業されるってことでしょうか。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

事務局の方が、いろいろと資格を取ってまして、作業なさると聞いております。

(佐藤貴美子委員)

ちなみに、一関の会の流れを汲んでいるところなのかなと思えますけど、その辺はどうでしょうか。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

それぞれ、その活動のフィールドや、その会の組織のそもそもの目的が違ってございまして、ここの砂鉄川ですと、いろんな方々をよくまとめて勉強会的な、体験会的なことを主にやるということで、こういう組織を作って活動を始めたということを知っております。

(佐藤貴美子委員)

では、作業道というのは、そういう知識とか、技術を持った方が作業されて、その後の使い道ということも考えておられるってことですか。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

まずは山の手入れをして、木を運び出したりもするというのもありまして、どうしても今回の山の手入れする場所には、道路がないので、道路を設けて、やりたいということで聞いております。

(佐藤貴美子委員)

では、林内作業車で出すということでは不可能ということでしょうか。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

それも、例えば、林業事業体が持っているような林内作業車等ですと、その都度レンタルするとなると、結構割高になるということで、今回はこの作業道を通して、自分たちで持っている軽トラ程度で、その都度何回でも運び出したりもできるように、そういう道づくりをしたいということで聞いておりました。

(佐藤貴美子委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員、どうぞ。

(若生和江委員)

同じく 12 番のところですけども、11 ページのところにも、各月の活動と参加人数が書いてある表があるんですけども、こちらの団体は、地域の林業を自分でできるような人材育成の部分と、広くオープンな自然観察会とか講演会の 2 本立てで、計画を立てられていらっしゃるのでも、技術研修みたいなところは、安全に講習ができる人数、限られた人数というのは大事だと思うのですが、自然観察会等、講演の部分は、10 名とか、本当に限られた人数で聴くのはすごく惜しいというか、もったいないと思うので、例えば、その講師の千田典文さんは、色んな自然観察会の講師をなさっている方で、より多くの市民の方へ呼びかけて、参加者を増やすようなことは考えていらっしゃるのかということも、確認していただきたいと思いますというのが 1 つです。

あと、次の 13 番のところですけども、各事業の実施内容のところの人数を、どの事業の時に大体何人受講というのを、この表のところにも書き込んでいただくと、それぞれの地域で、大体何人位の受講を見ていくのかということで、活動の様子が思い浮かべやすくなるので、そこをぜひ記入していただきたいと思います。

個々の表のところの書き方が様々で、きちんと分かりやすいように書いてある応募団体と、大まかな人数だけを書いてあるところがあって、その事業の内容を思い浮かべる時に、表のところにもそれぞれの人数を書いてある方が分かりやすいかなと思いますので、その辺のところをできれば統一して、記入していただくといいと思います。以上です。

(林業振興課：村上主任主査)

12 番については、確かにチラシで一般参加者を募集しているような形ですので、いろんな発信方法というか、募集方法ございますので、これは振興局と相談しまして、幅広くできるようにして参りたいと思います。

あと、御指摘の通り書き方がやはり、県民の方々とか、団体の方々がいろいろ書いてくださっているんで、濃淡というか、統一してない部分がありますので、これについては、記載例をしっかり作っていきたくと思います。そうすれば、いろんな団体が参加しやすくなるのかと思いますので、そのようにして参ります。御指摘ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。はい、佐藤重昭委員。

(佐藤重昭委員)

採択が多いところは多いですが、やはりどうしても気になるのが、事業実施の周知方法で、その機関紙、ホームページ、ブログだけではなく、例えば、10 番であると、紫波町広報誌と紫波新聞とか、公民館やオガールプラザにチラシ配布等、地域との具体的な繋がりが載っているのですが、ちょっと慣れてきているところの採択が多くて、どうしてももう、当然その存在自体が知られているということで、ここに書いてあると思うのですが、やはり、県民税の方向性として、地域を巻き込みというか、地域への周知とは大事なところだと思うので、そこは欲しいなと思います。

13 番に関しては3 ページ (3) ですが、事業実施の周知方法が、周知方法、これがちょっと抜けていて、後ろの方に参加者の確保方法として、広報誌、公共施設での掲示とかがあるので、それはちょっと、ここにも入れてほしいと感じましたし、あと、県民税の周知方法とか、この辺もちゃんと入れてもらおうと、さらによろしいと思います。以上です。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがでしょうか。はい、吉野委員。

(吉野英岐委員)

安全対策の内容で、新型コロナ物対策を各申請者、盛り込んで書いていただいているのですが、これは、予算計上は需用費にできないということですか。

(林業振興課：村上主任主査)

需用費でマスクとか、消毒液を取っているところもありまして、そこは対策としてやってもらうということにしていますので、入れるか入れないかについては、団体に任せております。

(吉野英岐委員)

入れてはいけないということはない、ということですか。

(林業振興課：村上主任主査)

ないです。

(吉野英岐委員)

結構盛り込まないところが多くて、書き込んではあるものの、どうやってこれそろえるのだろうかと思います。結構な人数を集める、検温や手指消毒もします。当然、機材や、消毒液等が必要ですが、書き込まない場合は、自前でやってもらうことになるのですか。

(林業振興課：村上主任主査)

そうですね。ただ、令和2年度に関しては、採択いただいた後にはなってしまうのですが、実は、コロナがいつそう蔓延してきて、振興局から相談を受けたもので、体温計とかマスクとか、そういう整備をやっていいよということで、補助の枠内で、補助事業としてやってもらっている部分があるので、そういったところを活用しながら今年度もやるというような理解をしています。

(吉野英岐委員)

そこは金額が盛り込んでなくても、必要に応じてきちんと調達してくださいということですか。それであれば問題ないと思うのですが。書くだけで、買うときどうするのだろうと、ちょっと心配になりましたので、確実に事業をやるときは、整備をしてくれることを条件に、実際実施してくださいとやらないと、現場でどうされているのか分からないですけれども、当面、警戒しなきゃいけないのは続きますし、例えば、参加者の名簿をコロナ対策のためだけにきちんと作って、それが2週間経っても何もなければ破棄しますとか、結構、人を集めるところは、かなり神経を使ってやってらっしゃるところが多いと思うのですけれども、人を集める場合は県がやっている標準的な対策については、確実に行っていただきたいのと、費用については、需要費の中で面倒みていいからということも、採択された場合はお伝えいただきたいです。

(林業振興課：村上主任主査)

承知しました。今年度の通知の中で、コロナ対策の決定ということで、そういった検温の実施とか、あと参加者名簿の常備とか、そういったところ留意事項として挙げながら実施してもらおうということにしていたので、委員会の御指摘を盛り込みまして、来年度も運営させていただきたいと思います。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。

ということで、時間のこともありますので、いろいろと御意が出て、事業を実施する段階での運用の仕方の問題もありますし、次年度以降のいろんな申請に関わる部分とか、或いはそのPRの仕方に関わる部分とか、いろいろございましたので、適宜、意見として受けとめていただければと思います。

そうしましたら、もうちょっとやってから休憩をとりたいと思いますので、続いて、森林環境学習、14番から18番ですかね。この辺りについての説明をよろしくお願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

承知しました。

審査番号 14 の団体名「鹿妻穴堰土地改良区」による事業名「県民参加の森林づくり促進事業」です。

事業の目的、内容ですが、水源涵養林等の仕組みになどについて、所有山林での小学生を対象にした植樹体験学習会、枝打ち体験学習会、間伐材を利用したイベントでの木工体験を実施する内容となっております。10 回の実績があること、或いは、来年度の取り組み内容としては、今年度と同様になります。地域の小学生を対象に森林学習の機会を創出しているという点は、評価できると考えております。

続きまして、審査番号 15 の団体名「特定非営利活動法人 日本メイプル協会」による事業名「視覚障害者のための「森の探検隊」」です。

事業目的、内容ですが、視覚に障害を持っている県民と森の恵みを分かち合うということが記載されていますが、森に来る機会のない人たちが森林に親しみまして、森林の良さを感じ伝える機会を創出する取り組みと考えております。事業の取組内容は、昨年度と同内容となっております。

続きまして、審査番号 16 の団体名「なのりの里 生き活きプロジェクト」による、事業名「なのりの里 生き活きプロジェクト事業」でございます。

事業目的、内容ですが、自然観察会などの環境学習や炭焼き体験を高齢者や障害者、小中学生を中心とした学童との交流の中で実施するものでございます。

取組内容につきましては、昨年度と同様のものになってございます。

続きまして、次の新規でございます。

審査番号 17 の団体名「ノースジャパン素材流通協同組合」による、事業名「青年部会「げんきもりもりフェスティバル」」でございます。こちらは新規の取り組みでございます。

林業作業の実演、高性能林業機械の展示、木工教室開催等の岩手の山を盛り上げよう等の、県民税で県が作成した動画をイベントでの上演を実施するというような内容を予定しているものです。

事業費は、ポスター制作費、大型ハーベスタなどの大型林業用機械等の運送経費、レンタル費、イベントで実施する環境教室材料費となっております。

企画書でございますけども、2 の事業目的の 2 段落目でございますが、本部会は、青年経営者や後継者の資質向上等を目的としました、普及啓発活動を展開しているということとともに、いわて林業アカデミーのサポートチームになっているということから、人材育成を進める団体となっております。

4 段落目でございますが、林業の人材育成を進めるためには、小中学生の内から林業に触れてもらうという機会の創出が必要という考えから、今回の企画の方法を行ったものとなっております。

続きまして、審査番号 18、「ツリーライミング®クラブやまねっこ」による事業名「ツリーライミング®体験と森林勉強会 2021」でございます。

事業の目的は、大人を対象にツリーライミング体験と、専門講師による森林学習によりまして、地域の森林の現状に興味・関心を持ってもらうこと、森林の未来について、考えてもらう機会を創出としてございます。事業の内容については、昨年度と同様ですが、事業費につきましては、ツリーク

ラミング関係の防風林が、平成 30 年度に購入し更新が必要なので、事業費としては 46 万ほど増えているということになってございます。ツリークライミング体験を通じまして、森林の現状理解に繋がることや、これまで興味・関心がなかった人が、関心を持つようになるという点で、評価できる取組であると考えております。説明は以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい、ありがとうございました。

14 番から 18 番ということで、17 番のノースジャパンさんが、新しく申請ということで、それ以外の団体さんは、過去何度か採択されて事業をやっているという団体でございますが、御質問御意見、よろしく申し上げます。佐藤委員。

(佐藤重昭委員)

17 番は、先ほど先生がおっしゃったように、新規ということですけど、委託料が 48 万 1,800 円で、10 万円を超えているのですけれど、相見積もりは取れていたかどうか、専門業者さんと書いてあるのですけど、ここだけ教えていただければと思います。

(盛岡広域振興局林務部：遠藤主任主査)

はい。盛岡林務部の遠藤と申します。相見積もりについては、3 社から取ってございましたので、こちらの方を適正に執行していきたいと考えてございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい。他いかがでしょうか。はい、吉野委員。

(吉野英岐委員)

今の同じ 17 番ですが、活動期間というところが、記載上は 3 日間しかありません。通例、他を見ますと、仮にイベントはそこでやるとしても、準備であるとか、周知とか、その他機材購入とかを考えると、大体何ヶ月間という申請が多くて、さすがに 3 日はないのかなと思ったのですけど。どうでしょう。

(林業振興課：村上主任主査)

御指摘の通りでありまして、活動期間というか、イベント期間だけだと思っているので、そこは訂正いたします。申し訳ございません。

(吉野英岐委員)

長くとった方が年度内であれば問題ないと思いますので。

3 日という期間を使うのか。そこは御指導ください。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。申し訳ございません。承知いたしました。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員どうぞ。

(若生和江委員)

同じく 17 番のところですけども、高校生とか、中学生からかもしれないですけど、将来の仕事というので、林業も視野に入れて欲しいということです。今はこんな機械を使ったりする林業の姿もあるよというのを、実際に機械を手にしたりして、紹介したいというのだろうなというのは非常によく分かるのですが、これに関して、それは本当に重要なことだという部分もありつつ、なんかその部分だけでいいのかという感じ、少しもやもやするところがありまして、その展示のブースのところ、展示物もあるけれども、もっと木に触れ合う部分が増ったような、そういうことがあってもいいのかな。木工教室は確かにあるようだし、林業のこの展示もあるようですけど、機械のレンタルとか運ぶとかっていうのに経費がかかるだろうというのも分かるけれど、その規模とか、そこに実際にそこに足を運ぶ人の想定される人数とかが、合っているのかどうかという感覚がまだ掴めないで、その辺りのところを、丁寧に確認しながら進めていただきたいです。

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。

展示物に成果品として木製品とかを出すとか、林業の仕事の中でも、いろいろな立場で携わっている方がいらっしゃると思いますので、こういったその機会に、運ぶということだけが事業費で突出していて、事業の意図が事業成果として、出てくるのかなという御懸念があると思われましたので、これを振興局と、どういうやり方が一番効果的なのかというところ、委員の御指摘を踏まえまして検討させていただきたいと存じます。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがですか。

そうしましたら、17 番に質問御意見が集中したということで。新しい提案で、何度も採択されているような形ではないので、仕方がない部分もあると思います。基本的には良い活動だと思います。

いろんな形で、こういう県民参加ではなくても、林業機械とかを、高校生に見せたり、ちょっと乗せてみたりというようなことを、民間の事業者さんがやるというような形で、そういうふう裾野を広げていくというようなところで、大事な取り組みだと思いますけども、各委員からの御指摘あったように、申請の書類として、分かりにくいところもありますので、その辺りをきちんと詰めていただければよろしいのではないかと、ということで、意見とさせていただきます。

はい。ということで、ちょうど今、14 時半ということですので、午後の部が始まってから 1 時間半経過しておりますので、10 分ほど休憩を取りたいと思います。再開は 14 時 40 分とします。

その時間までに、またお集まりいただければと思います。それでは休憩といたします。

(休憩)

(國崎貴嗣委員長)

では再開をしたいと思います。

それでは、先ほど休憩の前に18番まで御意見を伺いましたので、続いて19番から23番についての説明をよろしく願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。

審査番号19番の「特定非営利活動法人 わらししゃんど雫石」による事業名は、「令和3年度いわでの森とふれあう森林体験学習推進事業」でございます。

事業の目的、概要でございますけども、雫石町内の小学生を対象に、山のウォーキング活動や木工工作体験の実施と森林環境学習の展開により、森林の公益的機能や森林整備の重要性を理解してもらおうという取り組みになっております。

事業の内容は、昨年度と同内容になっていますが、8回の実績を持ちまして、地域に根差した取り組みになっていると捉えてございます。

続きまして、審査番号20番の団体名「金沢生産森林組合」による、事業名「森林総合学習」でございます。

事業の目的、内容でございますが、森林資源について、地域の子供たちにその役割を広く知ってもらうため、森林作業体験会が、地域住民と金沢小学校児童と教職員が一緒になって森林作業を実施するものでございます。

自然環境学習や、作業体験会を通じまして、親しみや興味を抱かせ、森林の果たす役割や働きを学ぶ機会を与える内容となっております。

続きまして、審査番号21番の団体名「地縁団体 奥玉愛林公益会」による事業名「どんぐりの森づくり大作戦」でございます。

事業の目的、内容は、地域住民及び中学生の生徒が一緒になって、広葉樹の保育を通じて森林整備活動を行うことによりまして、環境学習の場となるとともに、身近な山林を次世代に良好な状態で引き継ぐということとしております。地域住民や千厩中学校の生徒の協働によりまして、クヌギ植栽地の保育、森林環境学習を行うものです。

事業の内容につきましては、昨年度と同様のものになってございます。

続きまして、審査番号22番の団体名「ノームの会」による、事業名「ノームの森づくり」事業でございます。

事業の目的、内容でございますが、子供たちが外遊びをする機会が減少し、日常的に自然に親しむことがなくなっているということから、小学生から高校生、或いは住宅団地に住む子供たちを対象に、その隣接した森で、子供たちが森林に親しむ機会や高齢者を含めた世代間交流の場を作ることによって、自然の大切さを学ぶというような内容になってございます。

補助対象額が、昨年度より11万円減ということでございます。

続きまして、審査番号 23 番の団体名「遠野市」による事業名「とおの里山美林推進事業」でござ
います。

事業の目的、内容でございますが、木材利用促進と、地域資源活用に対する意識を促すとともに、
林業そのものの仕事を学ぶことで、後継者の育成と環境保護に対する意識の啓発を図るものでござ
います。

取り組みとしましては、小学校への木製机、椅子の整備、製造工程、工場見学、木工教室の開催か
ら、木材の利用促進と地域資源の活用に対する意識を促し、環境の方に対する意識の啓発を図るとい
うことになってございます。

こちらにつきましては、補助対象額としましては、令和 2 年度に 260 万、こちらは補助対象額の上
限が 100 万でございますので、100 万円の補助ということでございます。

令和 3 年度も、補助上限額が 100 万円ということですので、事業費全体としては、210 万余という
ことになっておりますが、補助対象としては 100 万円という形になってございます。

説明は以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。そうしましたら質問御意見、よろしく願いいたします。

基本的には、過去に何度も実績のある団体さんからの提案というところでございます。

何か気になる点等ございましたら、よろしく願いいたします。

はい、野口委員。

(野口麻穂子委員)

21 番の活動についてです。

こちらは、中学生の生徒さんに、森林保育体験などをしてもらうという内容のようではございますが、実
際、計上されている内容ですと、森林整備の賃金だったり、それから刈払い機の収入だったり、とい
う感じなので、それらはどの部分で使われるのかな。分かれば、教えていただければ。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

はい。一関農林振興センターの佐藤です。ここの会場が、植栽して 10 年近く経っている土地で、
結構、藪みたいになっているものですから、枝打ちだけの体験がなかなか大変なので、刈払いなどの
整備をすると、これはやはりお金がかかりますので、計上したわけです。

(野口麻穂子委員)

生徒さんたちの安全が確保できるように準備をするために、施業をしていただく時の賃金という
ことですか。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

はい。

(野口麻穂子委員)

その辺りが書いてあれば良いのかなと思いました。

(一関農林振興センター：佐藤上席林業普及指導員)

はい。今年度は、実際に作業に入る前に、中学校の体育館等で、山の手入れの必要性とか、いろんな森林教室、うちの職員と私も入れまして、それから現地に行って実際に作業してもらったという形をとっておりまして、木工機械を使って作業するわけですから、けがをしないように、枝打ちするとか、何のために枝打ちするのか、そんな話をしておりました。令和3年度のコロナ対策を、しっかり行っていくということを確認しております。

(林業振興課：村上主任主査)

安全対策の内容のところには「事前に体験会場の下刈り等を行い」と一応は記載していたのですが、できるだけその企画書とか企画概要書の中にそういった経費、取組内容がきちんと分かるような形で書けるように、指導して参ります。ありがとうございました。

(野口麻穂子委員)

あの経費は、表の紙の方に書いてある「体験会場の枝刈り等を行い」というところに該当するということですね。

(林業振興課：村上主任主査)

そうですね。

(野口麻穂子委員)

わかりました。ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

活動の段取りとして、いろいろ整備するというのは、よくあるパターンなので。

(野口麻穂子委員)

繋がりが分からなかったので、お聞きしました。もちろん必要性は良くわかります。ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

他いかがですか。若生委員どうぞ。

(若生和江委員)

今のことにしても、例えば、表の事業実施計画のところを見たときに、一目でわかるように、誰がこれをするのかとか、例えば、事業主体は、森林組合さん等、こ誰でも分かりやすいような書

き方を、どの団体さんもしていただくようになると、見落としがない、人数も、このくらいの人数の参加が見通せるとか、それがその前の準備のための、自分たちができない部分の委託だなというのが、分かり易くなるのかなと思います。

(國崎貴嗣委員長)

他、いかがでしょうか。

応募書類の上手く書けているところと、分かりづらいついかなというふうなものを出しておられる団体さんと、以前から気になっているところなので、記載例等も、今後整備してというふうな方向のようですので、だんだんそのようなところも解消されていくのかなと考えております。ただ、この5つについては、よろしいですかね。

ということで、次へに行きたいと思っております。続いて、森林環境学習の残りということで、24番から26番、御説明をよろしくお願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。

審査番号24番の団体名「宮古市」による事業名「みやこ市民の森づくり事業」でございます。

事業の目的、内容ですが、森林づくりに市民自らが参画する機会を創出し、森林環境学習活動、森林整備活動、県産材利用促進活動について、企画を行うものでございます。

取組内容としましては、チラシやパンフレットを配架するためのパンフレットラックを、県内業者に製作を委託する。という内容になっておまして、県産木材による環境保全活動を周知する普及啓発活動を、市民交流センター事業として行うようなことになっております。

補助対象額でございますが、令和2年度が22万2千円余ということで、令和3年度は、87万7千円余ということになっているのですが、こちら、企画書の中で、補助対象枠として、10分の1以内と3分の1以内のものがありまして、また補助対象外の事業がありましたので、41万5,948円が、補助対象額ということになります。

続きまして、審査番号25番の団体名「久慈地方木材青壮年協議会」による事業名「親子で木とのふれあい体験」でございます。

事業の目的、内容は、小学生の親子を対象に、木工工作など木とのふれあいを通じて、木材生産機能を初めとする多面的機能を有する森林について、植栽、育成、伐採、木材利用促進と、地域資源活用に対する意識を促すとともに、林産業そのものの仕事を学ぶことで、後継者の育成と、環境保全に対する意識の啓発を図るということでございます。

小学校への木製机椅子の整備、製造工程、工場見学及び、木工教室の開催などを行います。

これによりまして、木材の利用促進と地域資源に対する意識を促すとともに、林産業そのものの仕事を学ぶことで、後継者の育成と環境保全の意識の啓発を図るということでございます。こちらにつきましては令和2年度の実績はありませんが、採択の回数としては8回ということでございます。

続きまして、審査番号26番、団体名「馬淵川上流流域森林・林業活性化センター」による事業名「令和3年度カシオペアフォレストスクール事業」でございます。

事業の目的、内容ですが、森林林業に関する理解を深めるため、学校等関係機関と連携しながら、

二戸地域の子供たちに対する森林環境学習を支援し、森林環境保全意識の高まりを促すものでございます。

事業費につきましては、補助対象額のところでございますが、昨年度とほぼ同様という形になっておりまして、取組内容もほぼ同様ということになっております。

説明は以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。24番から26番、宮古市と久慈、それから馬淵川のところのセンターということで、割と常連さんのところだと思いますけども、御質問御意見ありましたらよろしく願いいたします。橋浦委員どうぞ。

(橋浦栄一委員)

24番の宮古市のケースですけども。パンフレットラックを県内の業者をとという話があったのですが。それについて業者の記載がないような気がします。以前ですと、宮古かどこかで、県外の業者を使って作るみたいなことありましたよね。本当に県内ですよ。今回は県内でしょうか。確認です。

(林業振興課：村上主任主査)

そうですね。基本的には、県産材利用促進ですので、県産材を使うとともに、原則、県内の業者を使うというルールにしておりまして、県内の業者で施工できないようなものである場合は、県外で行うということにしております。なので、今回はルール通りに、県内業者でということ、見積書もきていたのですけども、今回は付けませんで、申し訳ありませんでした。

(國崎貴嗣委員長)

振興局の中村さん。補足があればお願いします。

(宮古農林振興センター林務室：中村技師)

はい。今、村上さんから御説明いただいた通り、今回は宮古地方森林組合さんにパンフレットラックを作成していただくということになっております。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございます。他、御意見御質問ありましたら。野口さんどうぞ。

(野口麻穂子委員)

今の宮古市さんの事業ですけれども、申請区分の方、森林環境学習になっていますけど、これ、県産材利用促進も一緒に入っているという認識でよろしいですか。

(林業振興課：村上主任主査)

その通りでございます。

一応、申請区分を2つ書いてくれるところもあるのですが、ルール上は、一番要素が強いものを申請区分として書いてくということもありまして、事業費的にはパンフレットラックというのが、大きい部分もありますので、もしかしたら県産材の区分かもしれないのですが、ちょっとそこは悩みまして。

ただ、規模とすると森林環境学習とか、そういったところも積極的にみられるようでしたので、そちらの方の区分にさせていただきました。

(野口麻穂子委員)

わかりました。ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員、どうぞ。

(若生和江委員)

同じく24番の宮古市さんのところですが、1ページの対象額のところの書き方と、7ページのところの書き方が、違う書き方をされていて、一体、実際にその県民税の方の事業費は、どちらだろうと、一瞬迷うようなところがありまして。できれば、本当に県民税に関わることを、分かりやすく記載してもらったほうがいいのかと思います。実際のところ、利用のところは3分の1になるので、この60何万ではない金額が記載になるはずだし、その辺のところを見たときに、あれ、どちらだと分かりづらくて、統一していただくといいなと思います。

(林業振興課：村上主任主査)

その通りだと思います。実際、この企画概要書の方は、補助対象額と書いてありますので、県民税の金額を書いた方が、良いと思いますので、統一して参ります。

(國崎貴嗣委員長)

なかなかその企画を出す方は、全体の額というのを、想定しながら書いてくださるので、難しいところではあるとは思いますが、その辺りが、こちらの森林づくり促進事業というところが分かるように、書いていただけると、より良いかなと私も思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、今出た意見等を参考にいただき、事業を進めていただければと思います。はい。

それでは、最後の2つですね。27番、それから28番。今度は市ですね。2つの市からご提案あった部分でございます。御説明をよろしくお願いいたします。

(林業振興課：村上主任主査)

かしこまりました。

審査番号27番、団体名「盛岡市」、事業名「盛岡市都南つどいの森遊具整備事業」でございます。

事業の目的、内容ですが、都南つどいの森の森林浴、レクリエーション等の野外活動を通じまして、市民の保健及び休養に資するとともに、森林に対する理解を深めるという目的で設置された森林公園におきまして、木製遊具を整備しようとするものでございます。委託料として、令和2年度においては200万円余の事業費を計上しておりましたが、入札の結果100万円余の事業費となっております。このことから、令和3年度においても、200万円弱の事業費となっておりますが、事業費は、おそらく入札過程の中で減額になるものというふうにとらえております。

事業の内容としましては、都南つどいの森キャンプ場にネット遊具、木製ベンチ、木製看板を設置するということにしております。昨年度は追加募集で応募がありまして、木製すべり台等を製作しましたが、6ページですね。エリアにネット遊具、ベンチ等を整備するというような内容となっております。製作する木製遊具の仕様は、8ページでございます。木製遊具や看板には「県民税活用事業」と表示するというようになっております。

審査番号28番の団体名「釜石市」、事業名「(仮)県産材を活用した木製バス待合所設置事業」でございます。

こちらについては採択数1回となっていましたが、振興局に確認したところ、これは2回、被災地枠ということで採択されております。

事業の目的ですが、県産材を活用した木製バス待合所を設置することで、住民の利便性とバスの待合環境満足度の向上、さらに、県産材普及啓発に資する内容になっております。

取組内容ですが、バス待合所を整備した被災地域と比較して、被災地内内陸部につきましては、バスの待合環境に格差が生じている状況や、県産材の利用促進に繋がることを勘案して、県産材を使った整備を進めようというものになっております。

事業費は委託で、バス停を3基、製作しまして、経費は373万余。

県補助の補助率3分の1で上限100万円となります。

2ページの3の事業の効果として、バス待合所を設置することで、日常生活において定期的に木製バス待合所を利用すると。それで、県産木材への関心や親しみを深めてもらうということがねらいとなっております。

5ページですが、収入の部として県民税を活用するとともに、市単費、或いはふるさと寄付金の活用を検討しております。こちらについては、9月補正予算で対応するというを確認しております。御意見を伺ったうえで、採択等になりましたらば、補助金交付決定は9月補正でという形になってございます。

県産木材を活用したバス停の整備は、釜石市地域公共交通計画に位置付けられているものです。震災後、県産材を活用したバス待合所を復興支援として寄贈されておりまして、この仕様に類似のバス停を整備するというような内容になってございます。以上でございます。

(國崎貴嗣委員長)

はい。ありがとうございました。

それでは、どうでしょうかね。2つなので、まずは盛岡市の方の事業の提案の方について、何か御意見、御質問ありましたら。はい、佐藤重昭委員。

(佐藤重昭委員)

さっきのところ質問があって、盛岡市、これ、250万限度上限の一番高い補助金ということもあり、やはり、相見積は当然とおられると思うのですが、1社だけでしょうか。

我が社の話をして申し訳ないですけど、我が社の場合は取った業者さんをちゃんと出しているの、分かりやすく、どっちが決まったか大体見れば分かるので、今回で採択を終わらず訳ではないので、アドバイスの感じでやるだけにちょっと、金額が大きいから、面倒くさいと思うんですけど、付けていただく方が良くと思います。まずは、盛岡市で相見積を取ったかどうかだけ教えてください。

(林業振興課：村上主任主査)

相見積はとっているそうです。

加えて、実際、事業をやると、一般競争入札をかけますので、その入札手続きの中で適正に実施されるものにとらえております。

(國崎貴嗣委員長)

盛岡市の方ですけども、何か御質問御意見ございましたらよろしく願います。

そうしましたら、ひとまず先に進んで、続いて釜石市の方ですけども、こちらについて御意見御質問等ございましたら、よろしく願います。

釜石市の、この事業自体は大変良いことかと思うのですが、例えば、別にそういう縛りはないからいいのかもしれないのですけれども、使っているその県産材の額が、それが100万を超えるからその部分を支援していただきたいとかであれば、何かすごく分かりやすいですが、書類だけ見ると、あまりその部分はそんなに大きくなって、やっぱりその、待合所だからってということで、その他のいろんな工事とか材料が必要だということだと思います。これで100万円というのは、どうなのかなと思ってしまいます。

各委員それぞれの視点から見ていただいて、御意見御質問等いただければというふうに思います。

(吉野英岐委員)

質問いいですか。

(國崎貴嗣委員長)

吉野委員、どうぞ。

(吉野英岐委員)

前もバス停の整備をやってきたのでしたっけ。

(林業振興課：村上主任主査)

寄贈でやってきていて、復興支援ということで他の団体からいただいたことはあったんですけども、県産材で自主的にやるのは初めてです。

(吉野英岐委員)

このバス停ってというのは、いわゆる県交通さんなのかなと。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。

(吉野英岐委員)

民営のバス会社が、基本独占的に使うものですよね。それでつまり、公費で整備して、使用はそのバス会社さんに無償で提供するイメージでしょうか。

(林業振興課：村上主任主査)

基本的には、そうですね。釜石市の方が整備して管理するということをおっしゃっていましたので、貸借というかですね、貸すような形になってくるのかなというふうに思います。

(吉野英岐委員)

つまり、その所有者自体は市が。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。市が所有者になります。

(吉野英岐委員)

整備も市で。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。

(吉野英岐委員)

利用者は、その民間事業者であることですね。

(林業振興課：村上主任主査)

はい。

(吉野英岐委員)

公共交通だから、かなり公共性の高い事業者なので、そこは市の方でクリアしているとは思いますが、そもそも、本来、民間事業者が整備するものではないのですかと言われたら、それを岩手県まで入って公費で整備をするという、根拠というか、正当性をどういうふうに確保されるでしょうかと言われたら、どうやって答えたらいいですか。他のバス停も整備して、県産材を使う条件さえ整えば、整備していただけるのでしょうか。

(沿岸広域振興局農林部：中村上席林業普及指導員)

こちらにあります釜石市の地域公共交通計画、こういった中に盛り込まれているということで。それまでに至った経緯については、詳しくは分からないのですけれども、公共交通のこういったバス路線、特に立場の弱い方たちの利用が多いということで、市の方として、直接そのバス会社に対して何かお金を出すということはできないけれども、こういった側面でという経緯があったと聞いております。

それから、そこら辺を補える部分が、この公共交通の計画をする段階でそういったことがされているというふうに私たちの方では理解しております、市の方で整備して設置管理するけれども、民間の施設とは言え、公共交通というところで使うものだという位置付で理解しているところです。

(吉野英岐委員)

大きな枠組みで言えばもちろん市民の利便性を高める施設の1つなので、いかにその民間の団体がそこを独占的に使用したとしても、それは別に私的な用途には当たらないというような位置付けだと思えますけれども、例えばこういったところに県産材を使って、この事業のステッカーなんかを入れたりするのですよね。この事業で整備しましたというような。そこには、この森林県民税のお金も使っていますというようなことが入れてもらえることは、いいことではあるのですけれども。

一定の条件が整っている、県産材を使えばいいのかというようなだけだと、何となく理由が弱いような気がして、もちろん市の計画に乗っているんですけど、市の事業自体は企業・団体もあると言っているのです、企業・団体さんは、これは本当に無償で受けてしまって、そこは使っているだけだとなるのか。何となく、中間的なゾーンかなと思います。

そこは、何か良いアイデアがあれば、教えてほしいと思います。

(橋本林務担当技監)

良いアイデアと言いますか、考え方としては、この審査のコーナーでありますけれども、基本的には意見を聞く場だと思っております、委員の方からお話があった通り、ただ単に民間の人たちのために作ったから、この県民税を使って良いのかというのは、それはちょっと違うと思います。

今、局の方からも話があったとおりに、その公共交通計画というところに位置付けているというのがポイントですというような回答をしたわけですが、この後、県の審査を経て、交付決定するかどうかが決まりますので、その中でこの公共交通計画ですとか、それから公共性についてもう1回整理した上で、交付決定するならするというような形になるのかなと考えております。

(林業振興課：村上主任主査)

公共交通で言えば、三陸鉄道とかも待合室のベンチとかをこの県民税で作ったことがあります。あそこも第3セクターですけども、そういった類似の事業もあって、計画に位置付けているということで、市が管理して、市が所有者であるというようなところを確認して、残りの財源も市が持つようなことから、振興局、また担当としては、何かそういった公共性に資するという部分については、良いのかなと考えておりました。

(吉野英岐委員)

三鉄やI G Rの場合は県の出資企業なので、これも当然ながら県が経営管理に関与していますから、いろんな支援を行うのは当然だと思っています。岩手県交通さんに対しては、県の出資企業としてどの程度入っているのかというのは知らないのですが、その辺が、県費を投入する一定の基準というか、それがある程度満たされているということが、しっかり確認できていれば、市民にとってはありがたい話ですので、結果的には良い話だと思っているのですが、その途中の手続きをあまり他から見られても問題ないということになっていただければぜひ、その方向で進めていただければと思います。

(國崎貴嗣委員長)

若生委員どうぞ。

(若生和江委員)

町から遠いところで、今運転しているけれど、止めたらもうバスしか頼るものがないという地域に住んでいると、やはり、年を取ったおばあちゃんたちにとっては、ねまる場所というか、ベンチって、とても大事な場所だったりするので、今そのベンチがあることによって、一番その受益っていうか、喜びを感じられるところは誰かと見たときに、もしかしたらバスの運営をする人よりも、それを利用する地域の住民かなというところと、実際その町自体が震災で、住宅のある場所とか買い物の場所とかが大きく変わってしまって、そのバスの利用というものの感覚も内陸にいる私たちよりもさらに詳しく事情が分かるわけではないですが、もっとそのベンチが木製で、少しほっとして座ってもらえるようなものであればいいのかなというところもありますので、申請書の中にその辺りのところも書き込んでもらって、確かに、これに県民税を使って、この地域の人達にこう、子供だけじゃなく高齢の人にも木に触れてもらうというところに、ぴったりだなというようなところが感じられるように、企画書を作っていただければ良いかなと思います。

(國崎貴嗣委員長)

岩田委員どうぞ。

(岩田智委員)

県産材の利用促進事業ですが、使用原価を占める県産材の比はどれくらいか、伺いたいです。80%や50%必要ですか。そういうことはあるのでしょうか。

(林業振興課：村上主任主査)

一般的な木材の利用なので、補助金の利用のラインが、大体8割ぐらいを使うことになっております。

県のルールでは、基本は県産木材で作ってもらう。それ以外に必要な部分については、県産木材以外を使ってもよいというようなルールになってございます。

今回に関しては、木製バス待合場設置するということですが、確かにその県産木材を使う、作ると

いうところ以外で、設置にかかる費用などもあります。それが無いと逆に設置できないという部分もありますので、そういった経費を計上させていただいております。

(國崎貴嗣委員長)

よろしいですか。

やはりその辺り、公共性なので良いと思うので、支援したい気持ちはあるのだけれども、それこそ逆手を取って、県産材をちょっとでも使えば 100 万円もらえるみたいにとられてしまうと、それはそれでちょっとこの事業、せっかくやっている良い事業が、何かそう誤解されかねないというか、そういうふうな余地がなくなるようにしていければいいのかなというところの御懸念から各委員からいろいろと、御意見などがあつたと理解しております。その辺りがきちんと説明できるのであればよろしいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今出たいくつかの御意見を踏まえていただいて、今後その審査というところで、御判断いただければと思っております。

はい。ということで、これで議題の 4 つ目が終了いたしました。

議題の 5 つ目、その他でございますが、こちらは事務局から何かありますよね。

はい。よろしく願いいたします。

(5) その他

(林業振興課：鈴木主査)

それでは私の方から 1 点、御報告をさせていただきたいと思っております。失礼ですが座って説明させていただきます。

これからお話させていただくのは、協定期間に関する検討結果、「20 年」を短くしたらどうかという意見があつたことから、その検討を固めて参りましたので、その検討結果と、それから環境の森整備事業の施工地における今後の施業について、御説明をさせていただきます。

まず 1 点目ですけれども、環境農林整備事業で締結している 20 年間の協定については、林業事業者等から、所有者の中には、長期間の協定を嫌煙している方もいらっしゃるということで、協定期間短縮を求める意見が多く寄せられて参りました。

昨年 3 月に、評価委員会からいただいた、いわゆる提言書において、県民懇談会で意見のあつた施工地面積や協定期間等の事業要件について、見直しを検討する必要がありますという御提言をいただいたところでございます。

県では、令和 3 年度以降の、いわての森林づくり県民税を検討するにあたり、事業要件の見直しについて検討してきておまして、対象年齢はこれまでの原則 4 から 10 年齢を、原則 4 から 12 年齢に拡大するほか、1 施工地の面積を 0.3ha 以上から 0.1ha 以上に、間伐率をこれまでの概ね 5 割、つまり 4 から 6 割の伐採率から、概ね 5 割以上ということで、上限を廃止して、より強度な間伐が実施できるように変更することとしております。

一方、協定期間の短縮や協定の解除などについては、県の法規担当を交えて、様々な検討を行って参りました。

この後、理由等について御説明いたしますけれども、結論から申し上げますと、協定期間の短縮や解除等の見直しを行わずに、令和3年度以降も、これまでと同様に協定期間は20年のままにしたいと考えております。

検討の結果や理由についてですが、県民税事業の対象は、これまでに1回も間伐を行っていないような、手入れが行き届いていない森林でございます。

県民税事業はそのような森林の整備を行うことで、水源の涵養や山地災害の防止など、公益的機能を高度に発揮させることを目的に、そのメリットが多く多くの県民に広くもたらされることから、特別に徴収している県民税を導入して、所有者に代わって混交林誘導伐を実施しているものでございます。

協定を設定した経緯は、この事業が所有者に代わって県が実施する公共的な側面を持っていることから、整備の効果を発揮すべき一定の期間、事業の目的に沿った森林管理がされるよう、20年間の協定を締結しているものでございます。

県の法規担当との議論では、特別に徴収している県民税で、所有者の負担なしに整備した森林を協定期間の途中で解除することは、事業目的を達成できないので行うべきではない。そもそも20年間の協定期間に同意して、協定を締結しているので、解除するのであれば補助金返還が必要だと。協定の20年が長いと感じるようであれば、縛りの短い森林整備事業等の補助事業で間伐を実施することが可能なこと。あとは、今後締結する協定期間を20年から10年や15年に短縮することについては、制度開始当初に整備が必要とした、2万6,000haの森林の整備が完了していない段階で、制度を見直すことは適切ではないといったこと。整備が完了した段階で再度、県民にその必要性を確認すべきだといった御意見があったところです。

これらの法規的な意見に加え、制度開始当初に協定を設定した経緯などを踏まえ、協定期間は現行の20年のまま、見直しは行わないという結論に至りましたので、御報告いたします。

次に協定期間の見直しとは少し話題が変わりますけれども、1月に開催した、前回の評価委員会において、林業技術センターが行っているモニタリング調査ですとか、國崎委員長に分析いただいている施工地現地調査について、御報告いただいた内容で、施行から10年以上経過すると、林内の光環境が悪化して林内の林床が暗くなっていく状況ですとか、スギ林では下層植生の形成がされにくい状況となっているといった御報告がございました。

その際、委員の皆様からは、県民税事業でどのような森林づくりを目指していくのか、改めて点検していくことが必要ですとか、今後の手入れのプランを一律ではなく、場所や所有者の意向に応じて提案していく時期ではないか。その他、間伐、施工時には若かかった森林については、20年も持たずに間伐が必要になってくるのが考えられるので、協定の途中で行うことが必要な施業についての検討が必要。20年経過すると、伐期を迎えてくる山も出てくる。協定終了時とか、中間の10年ぐら이의時点で、所有者に今後の施業について判断を仰ぐ機会が必要ではないかなどといった御意見がございました。

施工から10年以上の経過した林分の状況や、委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、協定期間終了後の施業や協定期間内に必要な追加の施業について、森林所有者の森林管理の方向性を確認しながら提案できるようにしていく必要があると考えております。

所有者による森林管理の方向性については、具体的には、混交林化をさらに進め、環境林として管理していくための施業ですとか、林業収入を得る経済林として、伐採、植栽等の林業的な管理をして

いく施業などが考えられますが、特に前者の環境林として引き続き混交林化、そして混交林として管理していくための施業方法については、これまでの林業の育林技術とは若干異なるものと考えられることから、岩手大学ですとか、森林総合研究所の研究者の皆さんから御意見を伺う機会を設けるなど、来年度以降検討を進めていきたいと考えております。また、その際には必要に応じて追加施業の実証を行うことも考えております。

令和8年以降、順次協定期間が満了する施工地が出てくることから、その際には、所有者に対し、今後の施業方法について、所有者の意向に応じて複数のパターンが提案できるよう、専門家の皆さんのお力をお借りしながら、今後必要な施業について検討を進めて参りたいと考えております。

以上で私からの御報告を終わらせていただきます。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございます。

ということで、何か今の鈴木さんからの御報告というか、今後というお話をいただきましたけども、御質問御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。はい。佐藤委員。

(佐藤重昭委員)

協定期間の短縮、絶対20年というのは、今分かりましたけれど、やはり特に反対されているというのは、一般の方の御意見を重視しているのか、県の内部の方の御意見なのかっていうのを、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(林業振興課：鈴木主査)

はい。20年の協定自体の短縮を求める、途中で解除を求めているというのは、一般の方々から、森林組合ですとか、事業者がこの事業やりませんか、という提案を行った時に、20年だとちょっと長い。例えば10年後ぐらいに切りたいけれど、でも今自分ではなかなか間伐できないという状況もあって、もう少し状況がよくなったら10年後、20年を持たずに主伐したいというような意見が結構寄せられています。できれば自分で植えた木なので、生きているうちに自分で収入を得たいという思いの方も、中にはいらっしゃるようで、そういった方々の声を森林組合さんからよく聞くことがあると思います。

ただ一方で、20年と設定したのは、混交林化するには少なくとも20年が必要だろうと当時、県でも判断しておりまして、やはり20年の協定期間を定めたのであれば、それを途中で覆すのは、やめたほうがいいのかというような判断に至ったということでございます。

(國崎貴嗣委員長)

ほかに何かないですか。

協定を短くしたり解除したりできるといいと私も思うところあったのですが、ただ実際それをやるとなると、今いろいろと御説明いただきましたけれども、なかなか大変なことがいろいろと想定されます。確かに混交林化ということで考えれば、20年では、年間0.5メートル伸びても10メートルですかね。なかなかその林間層で混交してというような状態には、至らないというようなところでは

ありますので、この事業としては、やはり20年というのは、確かに譲れないところであるし、そういう形できちんと設計して、この15年ほどやってきたということですので、解除はしない。この協定解除しないところについての判断は、妥当かなと個人的には思っております。

それから2つ目では、今後の施業のオプションとかってものを考えるにあたって、新たな取り組みを試験的にやってみたり、或いは研究関係の人にいろいろ意見を聞いてみたりというような、そういう取り組みをする一方で、この事業が終わった後というような選択肢をそもそも提供するという意味では、やはり大事なところだと思いますので、またそのあたり、いろいろと状況が進んだらこの委員会でも御紹介いただくことができればいいのかなと思っています。

なかなかどこでそういう実験をやるのかというので、難しいのかもしれませんが、もしも可能性があれば、これまでのモニタリングで取ってきたような過去の状況下のものも、分かっているようなところで、そういう追加の施業とかをした場合にどうなるかとなると、より分かりやすいかなと思います。ただ、すでにもうそういう形で、モニタリングさせてもらっているという負担をかけている上に、さらになると、それはそれでまた、所有者さんのところで、なかなか難色を示されるということもありうるだろうから、絶対そうだっていうようなお願いではないですけども、できれば過去の履歴がある程度分かっているところで、そういうデータ取りといいますか、できるとよりよいのかなというのは思っていますので、そういったところを、今後、機会があれば、私も呼んでいただければいいですけども、意見というようなことができればいいかなと思っています。

よろしいでしょうか、御意見。ということで、いわて環境の森整備事業の協定解除及び今後の作業のオプションを増やしていくための取り組みの見通し等について御説明をいただきました。

では、その他のその他ということで、委員から何かございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。そうしましたら予定しておりました議事含めて、すべて終了いたしましたので、これにて事務局にお返ししたいと思います。皆さん午前中から長時間、大変お疲れ駄目でした。

3 閉 会

(林業振興課：岩崎主任主査)

では、國崎委員長並びに各委員の皆様、長時間にわたり御協議いただき大変ありがとうございました。では、閉会にあたりまして、橋本林務担当技監から御礼の挨拶を申し上げます。

(橋本林務担当技監)

はい。先ほど委員長の方からお話もありましたが、長時間にわたりまして、評価委員会、対応していただきまして大変ありがとうございました。

中でも県民参加につきましては、28の事業を1つ1つ、おそらく御覧になって、評価委員会に出席したと思います。結構な時間を費やして、対応していただけたということを深く感謝申し上げます。

県民参加につきましては、本日いただいた意見も踏まえまして、県の方で審査して、交付決定の検討をするということになっております。

様々な意見ありましたのでその辺も踏まえて、先ほど出た公益性ですとか、公共性ですとか、それから、合理性といいますか、金額的にこういったものがあるのかどうか、そういったものも踏まえて、検討していきたいと考えております。

それから、最後にお話した20年の話は県庁内でも相当議論をしまして、やはり現地の説明会等でも非常に20年の協定については要望が強かったということで、いろいろな視点から見て、最終的な先ほどの読み上げた結果に報告したということでもあります。

その代わりというわけではないですけども、その20年を迎えているものも出てきますので、それへの対応というのはしっかりしようということで、そういった先ほど言った内容について対応していくということになってきますので、それについてはまた、評価委員会の方々からもいろいろ意見をいただきながら対応していくものと考えております。

それから午前の部ですけども、来年度の取り組みということで、各担当の方から説明いたしました。具体的な施策ということになるかと思っておりますけども、約2年がかりで、令和元年は評価委員会から提言をいただくということで、1年かけて提言を整理して、今年度、令和2年は、6月に県の間案。それから11月に最初の案を示して、5年の延長を議会の方で認めてもらったというところがございます。内容については御説明した通りですけれども、それが行えるかどうかというのは、今、議会を開催していますので、その議会の中で承認された後の活用というのが可能になるというところがございます。午前中でも色々出たわけでありまして、議会で認められた以降は、今度は県の方で、実際に事業をグリップしていくということになってきます。

基本的には、各セクションで、いろんな事業の審査が、この事業できるかどうかとか、具体的に対応していきますけども、基本的にはこの令和2年11月に県が作ったこの県民税の案というのが基本的なベースになって、これの考え方に合うものかどうかというのをしっかり見て、この事業を進めていきたいと、県民税の事業を進めていきたいということで考えております。

それから評価委員会につきましては、来年度は、今までの仕組みと変わりが、現地に行き、いろいろな取り組みを見ながら、施策の評価ではないですけども、そういった形で現場も見ながら、県民税の御意見をもらうという方法に変わってきますので、ますます評価委員会の方々には大変お世話になるということになりますので、来年度もよろしくお願ひしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

(林業振興課：岩崎主任主査)

はい、ありがとうございます。

それでは、令和2年度の評価委員会に関しては、今回が最後となります。

次回、令和3年度第1回事業評価委員会は、6月中旬頃の開催を予定してございます。

その中では、令和2年度の事業実績報告書等についてご審議いただく予定としております。

詳細につきましては、改めて後日ご案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。